

令和 7 年 3 月 甲良町議会定例会会議録

令和 7 年 3 月 6 日（木曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- | | | |
|-----|---------|--|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | 報告第 2 号 | 放棄した債権の報告について |
| 第 4 | 報告第 3 号 | 放棄した債権の報告について |
| 第 5 | 報告第 4 号 | 放棄した債権の報告について |
| 第 6 | 報告第 5 号 | 放棄した債権の報告について |
| 第 7 | 議案第 3 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 第 8 | 議案第 4 号 | 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 9 | 議案第 5 号 | 甲良町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第10 | 議案第 6 号 | 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第11 | 議案第 7 号 | 甲良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第12 | 議案第 8 号 | 甲良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第13 | 議案第 9 号 | 甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第14 | 議案第10号 | 甲良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第15 | 議案第11号 | 甲良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第16 | 議案第12号 | 甲良町税条例の一部を改正する条例 |
| 第17 | 議案第13号 | 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 第18 | 議案第14号 | 甲良町改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第19 | 議案第15号 | 甲良町公営住宅管理条例の一部を改正する条例 |
| 第20 | 議案第16号 | 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 第21 | 議案第17号 | 甲良町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する |

条例の一部改正について

- 第22 議案第18号 甲良町水道事業給水条例の一部を改正する条例
 第23 議案第19号 令和6年度甲良町一般会計補正予算（第8号）
 第24 議案第20号 令和6年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
 第25 議案第21号 令和6年度甲良町水道事業会計補正予算（第3号）
 第26 議案第22号 令和7年度甲良町一般会計予算
 第27 議案第23号 令和7年度甲良町国民健康保険特別会計予算
 第28 議案第24号 令和7年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算
 第29 議案第25号 令和7年度甲良町介護保険事業特別会計予算
 第30 議案第26号 令和7年度甲良町墓地公園事業特別会計予算
 第31 認定第27号 令和7年度甲良町下水道事業会計予算
 第32 議案第28号 令和7年度甲良町水道事業会計予算
 第33 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて
 第34 同意第1号 甲良町公平委員会委員の選任につき、同意を求めることについて
 第35 甲良町選挙管理委員及び同補充員の選挙
 第36 一般質問

◎会議に出席した議員（10名）

1 番	福 原 守	2 番	木 村 誠 治
3 番	藤 居 吉 也	4 番	山 田 光 義
5 番	小 森 正 彦	6 番	西 川 誠 一
7 番	野 瀬 欣 廣	8 番	木 村 修
9 番	西 澤 伸 明	10 番	丸 山 恵 二

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	寺 本 純 二	教 育 長	青 山 繁
副 町 長	熊 谷 裕 二	教 育 次 長	福 原 猛
総 務 課 長	中 村 康 之	学校教育課長	橋 本 善 明
会計管理者	大 野 けい子	社会教育課長	大 山 一 弥
税 務 課 長	望 月 仁	長寺センター館長	大 野 正 人

企画監理課長 山 崎 志保美
住民人権課長 宮 川 哲 郎
保健福祉課長 丸 澤 俊 之
産 業 課 長 西 村 克 英
建設水道課長 村 岸 勉

呉竹センター館長 上 田 真 司
総務課参事 村 田 茂 典
保健福祉課参事 中 川 一 樹
建設水道課参事 寺 居 友 彦
総務課専門員 中 山 実 貴

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長 橋 本 浩 美

書 記 山 脇 理 恵

(午前 9時00分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は10人です。

議員定足数に達していますので、令和7年3月甲良町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に4番 山田議員、5番 小森議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から21日までの16日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から21日までの16日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告並びに提案説明を求めます。

町長。

○寺本町長 皆さんおはようございます。本日は令和7年甲良町議会3月定例会を招集しましたところ、お忙しい中ご出席賜り、誠にありがとうございます。

平素は町政全般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、提案説明の前に、2月に開催されました臨時会以降の若干の行政報告をさせていただきます。

2月3日に、本町と豊郷町で構成する滋賀県2町連絡協議会にて、滋賀県に対し、特別交付税の要望活動を行いました。今回は副知事と面談し、本町の財政状況を説明し、特別交付税による措置をお願いさせていただきました。

加えて、町長が出席をいたしました行事・会議等につきまして、報告をいたします。

2月11日には、八日市文化芸術会館で開催されました東近江市制施行20周年記念式典に出席いたしました。本町でも本年11月8日に町制施行70周年記念式典を開催するため、準備を進めているところであります。議員の皆さまについてもご出席をお願いすることとなりますので、その際は、どうぞよろしく願いいたします。

また、町村会や一部事務組合の会議等も開催され、町長またはその代理として副町長が参加し、その他、町施策のために必要な会議等へも同様に参加したところであります。

さて、本議会においては、令和7年度の予算案をはじめとする諸議案の審議をお願いすることとなります。

まず、本議会に上程しております新年度予算案の編成方針について、要約ではありますが、述べさせていただき、議員各位のご理解、ご協力を賜りたいと思います。

令和7年度予算の編成にあたっては、私が令和6年10月18日付で令和7年度予算編成方針の発出をいたしました。この予算編成方針では、5つの方針とその中に示した4つの重点事項により予算の編成に当たるよう職員へ指示し、各所属長のもとに、必要な事業費を算定して予算要求が行われました。

この4つの重点事項とは、次のとおりです。

1つ目は、災害に強いまちづくりを挙げさせていただいております。近年は、気候変動に伴い、自然災害が大規模化し、また毎年のように日本各地で発生しています。これにより、災害対応や危機管理の能力を高めることが求められています。本町においても地震への備え、また、地球温暖化の影響などによる風雨や大雪への備えが必要となるものです。

2点目は、人口減少、少子高齢化対策です。ご承知のとおり、甲良町は令和4年4月1日、過疎地域に指定されています。住民が生活を維持し、町を存続・発展させるため、先進技術の導入・活用も進め、人口減少の中にあっても住民にとって安心して住みやすい地域社会を築くことが必要となります。加えて、住民一人一人が主体的に活躍し、皆で協働することにより、住む人が愛着を感じられる持続発展的なまちづくりの実現を目指すものです。

3点目は、基幹産業への実情に応じた支援となっております。農業においては、後継者や新規就農者の確保、稼げる農業の構築が課題となっており、建設業においても、経営の強化支援や人材確保を含めた事業継承の課題などがあります。また、定住を支える基盤の確保をするため、企業誘致活動の再構築、加速化する必要もあります。

4点目は、DX、デジタルトランスフォーメーションの推進となります。スマートフォンの普及率が急上昇し、1人1台の時代が到来しそうな中、これらの機器を用いて誰にでも便利で負担の少ない各種手続き等を構築していく必要があります。これについては、情報格差により恩恵を受けられない方々への対応も含んだ、人に優しいデジタル化を考える必要があります。

この4点については、どれが優先というものでなく、等しく重視しているところです。

編成過程においては、これらの方針により重点実施する事業や新たに実施を決定したものなど、計36事業を選定し、優先して予算化しています。その他の事業に関しても、必要な分野に限られた財源を重点的かつ効率的に配分する

ように当初予算を編成しました。

しかし、主たる財源となる町税やその他の自主財源に乏しい状況は続き、依然として地方交付税や国県支出金に頼る情勢は改善しておりません。このため、財政調整基金については、昨年度と比較して約1億5,000万円増加し2億7,000万円の取崩しをせざるを得ませんでした。今後も諸課題の解決や高度化、複雑化する行政課題に対して、日々変化する生活環境や価値観の多様化の状況を的確に捉えつつ、持続可能となる行財政運営のため、健全化に取り組む、より一層効率的で効果的な行政の推進に尽力するよう職員一同に求めているところです。

以上、令和7年度予算の編成についての総括とさせていただきます。

詳細な中身については、予算決算常任委員会の際、ご説明させていただきます。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

報告第2号から報告第5号については、甲良町債権管理条例の規定に基づき、債権を放棄しましたので、それを報告するものです。

議案第3号は、懲役及び禁錮を拘禁刑に改める刑法等の一部を改正する法律などが施行されることに伴い、改正対象の字句のある条例に対し、所要の改正を行うものです。

議案第4号、専門的な知識や技能をお持ちの方を町の審議会などに委員として招きやすくするよう、報酬を引き上げるとともに、現在設置について条例規定が廃止されている非常勤特別職に関する規定を削除するものです。

議案第5号、選挙事務に対する対価について、特殊勤務手当として支給するために所定の改正を行うものであります。

議案第6号から議案第8号については、国の給与改定を受け、本町条例においても地域手当の支給開始、その他の改正を行うものであります。

議案第9号及び議案10号は、子育てや介護と仕事の両立支援の強化を実施する国の制度改正に合わせ、本町条例の改正を行うものです。

議案第11号及び議案12号は、それぞれの条例で引用する法律条文が改正されたことから、これに対応するため、所要の改正を行うものとなります。

議案第13号は、介護保険料の毎月の納期の規定について、一括前納を可能とするため、所要の改正を行うものとなります。

議案第14号は、改良住宅の譲渡が完了した物件について、条例から削除するため、所要の改正を行うものとなります。

議案第15号は、国の指針に基づき、公営住宅の承継対象を変更するため、所要の改正を行うものとなります。

議案第16号と議案第17号は、それぞれ消防団員の公務災害補償額と退職報償金について、国の規定に変更があったことから、これと整合を取るため、所要の改正を行うものとします。

議案第18号は、水道の休栓管理料金を廃止し、開栓手数料を新設するため、所要の改正を行うものとなります。

議案第19号は、令和6年度甲良町一般会計補正予算（第8号）で、歳入歳出から2億7,878万9,000円を減額し、補正後の予算総額43億312万6,000円とするものであります。主な内容としましては国の補正予算に伴う事業の追加を行ったほか、必要な行政経費を加算した一方、年度間の執行の残額を削減するものであります。

議案第20号は、令和6年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）で、1,383万円を追加し、総額10億9,499万8,000円とするものであります。主な内容としましては、介護サービスの給付が伸びており、これに対応する増額補正を行うものでございます。

議案第21号は、令和6年度甲良町水道事業会計補正予算（第3号）、収益的収入に487万6,000円を追加し総額を1億8,708万6,000円とし、資本的収入に3,950万を追加し、3,950万1,000円とし、資本的支出から3,050万円を減額し、1億2,977万円とするものであります。主な内容としましては、収益的収入では、水道基本料減免に関する一般会計からの補助、資本的収支では給水車整備費用とそれに対する補助、また、工事費の減額につき補正を行うものです。

議案第22号から議案第28号については、令和7年度の甲良町一般会計予算及び4つの特別会計及び2つの企業会計の予算であります。

一般会計予算は、昨年度当初予算より1億6,062万5,000円増となる43億4,332万9,000円となっております。特別会計4会計につきましては、昨年度当初予算とそれぞれ比較しますと、国民健康保険特別会計では、853万6,000円増の9億2,589万2,000円、後期高齢者医療事業特別会計では、378万6,000円増となる1億440万8,000円、介護保険事業特別会計では、1億1,525万4,000円増となる10億5,486万2,000円、墓地公園事業特別会計では、79万5,000円増となる192万5,000円となっております。

企業会計2会計につきましては、昨年度当初予算との比較で、下水道事業会計では収益的支出と資本的支出を合わせて496万2,000円減となる6億6,729万6,000円、水道事業会計では同じく収益的支出と資本的支出を合わせ3,678万3,000円減となる2億7,700万7,000円となっております。

冒頭に述べましたとおり、限られた財源ではありますが、地方自治法第2条第14項に定められているとおり「最小の経費で最大の効果を挙げられるよう」に予算を編成するとともに、同項に掲げられる「住民の福祉の増進」に努めてまいります。

諮問第1号は、国に対し人権擁護委員候補者を推薦するにあたり、意見を求めるものであります。

また、同意第1号は、任期満了に伴う甲良町公平委員の選任につき、同意を求めるものであります。

以上、本日提出いたしました案件につきまして、その概要の説明を申し上げます。

何とぞご審議いただき、適切な議決、同意を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○丸山議長 次に、日程第3 報告第2号を議題とします。

報告書が提出されていますので、報告を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、報告第2号 放棄した債権の報告について、報告申し上げます。議案書の方をお願いいたします。

甲良町債権の管理に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

まず、債権の名称といたしまして、水道料金でございます。

権利を放棄した日でございます。

令和7年2月13日。

債権者については、住所、氏名については記載のとおりでございます。

放棄する債権額につきましては1,200円でございます。

放棄の理由といたしまして、主たる債務者が死亡しており、債権が少額であり、債務者関係人の調査費用が取立てに要する費用に満たないため、放棄するものでございます。

続いて、報告第3号をお願いいたします。

○丸山議長 すいません、1つずつ。

○村岸建設水道課長 はい。

○丸山議長 これをもって報告を終わります。

次に、日程第4 報告第3号を議題とします。

報告書が提出されていますので、報告を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、報告第3号 放棄した債権の報告について、報告申し上げます。

債権の名称といたしまして、水道料金、改良住宅の家賃でございます。

権利を放棄した日といたしまして、令和6年7月10日が水道料金です。同じく令和7年2月13日が改良住宅の家賃です。

債務者におきましては、住所、氏名については記載のとおりでございます。

放棄する債権額といたしまして、水道料金50万7,040円、改良住宅使用料96万9,600円。

放棄の理由といたしまして、主たる債務者が死亡しており、相続関係の調査を行ったところ、相続関係人の全てが相続放棄の手続が行われており、債権を回収する見込みがないために放棄するものでございます。

以上、報告よろしく申し上げます。

○丸山議長 これをもって報告を終わります。

次に、日程第5 報告第4号を議題とします。

報告書が提出されていますので、報告を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、議案書の方をお願いいたします。

債権の名称といたしまして、水道料金でございます。

権利を放棄した日といたしまして、令和7年2月13日。

債務者につきましては、記載のと通りの住所、氏名でございます。

放棄する債権額106万2,340円でございます。

放棄の理由といたしまして、主たる債務者は裁判所による免責許可決定が確定し、破産法第253条第1項の規定により、当該債権の回収が不可能であることから債権を放棄するものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○丸山議長 これをもって報告を終わります。

次に、日程第6 報告第5号を議題とします。

報告書が提出されていますので、報告を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、議案書の方をお願いいたします。

まず、債権の名称といたしましては、水道料金でございます。

権利を放棄した日といたしまして、令和6年12月25日。

債務者の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

放棄する債権額につきましては63万8,860円であります。

放棄の理由といたしまして、主たる債務者は裁判所による免責許可決定が確定し、破産法第253条第1項の規定により、当該債権の回収が不可能であることから債権を放棄するものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○丸山議長 これをもって報告を終わります。

次に、日程第7 議案第3号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

上記の議案を提出する。

令和7年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 それでは、私の方から刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

条例の朗読の方をさせていただきます。

第1条、次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第1号、甲良町議会の個人情報の保護に関する条例第30、申し訳ございません、第53条から第55条まで。

第2号、甲良町個人情報の保護に関する法律施行条例附則第3条第4項及び第5項。

第3号、甲良町情報公開・個人情報保護審査会条例第17条第1項及び附則第3条第8項。

第4号、甲良町行政不服審査会条例第10条。

第5号、甲良町教育環境保全のためのモーター類似施設建築の規制に関する条例第11条。

第2条、次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第1号、甲良町職員の給与に関する条例第22条の2第3号及び第4号、第22条の3第1項第1号及び第3項第1号。

第2号、甲良町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第4条。

第3号、甲良町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例第6条第1号。

第2編につきましては経過措置でございます。

第3条から第4条、ごめんなさい、第5条までが経過措置でございます。こちらについては、読み上げを省略させていただきます。

第6条としまして、その他必要な経過措置については、規則で定めるというふうに規定をさせていただいているところでございます。

施行については、刑法等一部改正法の施行の日から施行するとさせていただきます。

いているところでございます。

以上説明とさせていただきます。

○丸山議長 説明が終わりましたので質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。起立全員です。

よって、議案第3号は可決されました。

次に、日程第8、議案第4号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第4号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和7年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、議案書の方をお願いいたします。

議案第4号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正するものでございます。

内容といたしましては、都市計画審議会委員、水道運営委員、公共下水道審議会委員、空家対策協議会委員におきまして、専門的な識見を有する者について、日額2,000円の報酬とするものでございます。

(発言する者あり)

○村岸建設水道課長 失礼しました。日額2万円とするものに改正するものでございます。

また、町営住宅管理運営委員の、及び公営住宅運営委員が現在ありませんので、そのものを同条から削除するものでございます。

施行につきましては、令和7年4月1日から施行するものでございます。

どうかよろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9 番西澤議員。

○西澤議員 先だつの全協において、専門的な見識を有するという範囲についてお尋ねしました。大学の教授だとか企業庁からの派遣とか、下水道事業に関わっておられる方、それから一級建築士ということなんですが、大学教授でも様々な専攻がございます。都市計画審議会の委員に予定をされておられる、ないしは現在就任をされている方の専攻、専門分野が大学教授でどの分野なのか。それから、企業庁からの出向と聞きましたが、合っているかどうかと、それから現職員なのかそれとも元職、つまりそういう経験のある方というので退職された方なのかどうか。

それから、公共下水道事業審議会では、下水道事業に精通された方ということなんですけども、詳しく説明いただきたいなと思います。

それから、空家対策ですけども、一級建築士というように説明を聞きました。それで合っているかどうかも含めてご説明よろしくお願いいたします。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 失礼します。現在の委員でお話の方をさせていただきたいと思います。

都市計画につきましては、都市工学の方を県立大学の方でなされている大学の教授です。水道運営委員につきましては、長浜水道企業団から推薦をいただきまして、技術的な専門員を派遣していただいております。公共下水道審議会委員につきましては、下水道協会の方から推薦依頼をいただきまして、現職の下水道事業団の技術職員さんに来ていただいているという内容でございます。

また、空家対策協議会委員につきましては、会長職につきましては、元職の大学教授でございますけれども、そのほかに建築士協会、あと、司法書士会から推薦依頼をさせていただいて来ていただいておりますので、その方を対象と想定しているものでございます。どうかよろしくお願いいたします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 よろしいですか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 よろしいですか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第４号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長　ご着席願います。起立全員です。

よって、議案第４号は可決されました。

次に、日程第９、議案第５号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長　議案第５号　甲良町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和７年３月６日。

甲良町長。

○丸山議長　本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事　議案第５号　甲良町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

１枚おめくりください。条例の改正案でございます。

甲良町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。

甲良町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第２条中、「規定する職員」の次に「、地方公務員法第２２条の２第１項第２号の規定により採用した会計年度任用職員及び同法第２２条の４第１項の規定により採用した定年前再任用短時間勤務職員」を加える。

第３条に次の１号を加える。第３号、選挙事務に従事する職員の特殊勤務手当。

第５条の次に、次の１条を加える。第５条の２、選挙事務に従事する職員の特殊勤務手当は職員が甲良町の執務時間に関する規則に規定する執務時間外に、甲良町選挙管理委員会が所掌する選挙、国民審査及び住民投票に係る事務のうち、次の各号に掲げる事務に従事したときに支給する。第１号、期日前投票所における投票事務、第２号、投票所における投票事務、第３号、開票所における開票事務、第４号、選挙等の執行管理のために置く本部事務局において行う選挙等の執行管理に関する事務、第５号、その他前各号に規定する事務に準ずるものとして町長が認める事務。

第２項、前項の手当は次の各号に係る事務の区分に応じ、当該各号に定める

額とする。

第1号、期日前投票事務。従事した日1日につき6,500円。ただし閉庁日において勤務した場合においては2万8,000円。

第2号、投票事務。従事した日1日につき3万2,200円。ただし、主任事務従事者は3万4,000円。

第3号、開票事務。従事した日1日につき2,300円。ただし、午後10時から翌日午前9時までの間において勤務した場合によっては2,300円に、午後10時から翌日午前9時までの間の勤務時間30分につき1,300円を加算した額。

第4号、本部事務。従事した1時間当たり2,100円。ただし閉庁日において勤務した場合においては2,300円、午後10時から翌日午前9時までの間において勤務した場合においては2,600円。

第5号、町長の認める事務。従事した1時間当たり2,100円。ただし閉庁日において勤務した場合にあつては2,300円。午後10時から翌日午前9時までの間において勤務した場合にあつては2,600円。

第3項、前2項の規定により選挙事務従事手当が支給されるときは甲良町職員の勤務に関する条例第18条に規定する時間外勤務手当、同条例第19条に規定する休日勤務手当、同条例第20条に規定する夜間勤務手当及び同条例第21条に規定する管理職特別勤務手当並びに甲良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第11条に規定する時間外勤務手当、同条例第12条に規定する休日勤務手当及び同条例13条に規定する夜間勤務手当を支給しないとするものでございます。

施行期日については、条例の公布の日からでございます。

また、適用については、本年7月1日以後に実施する業務について適用するものとなっております。

以上、説明とさせていただきます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。起立全員です。

よって、議案第5号は可決されました。

次に、日程第10 議案第6号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第6号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和7年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 議案第6号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

まず、改正の理由でございますが、令和6年8月8日に実施されました人事院勧告に伴いまして、国家公務員の給与を規定する一般職の職員の給与に関する法律が令和6年12月17日に改正されたことに伴いまして、本条例を改正するということになっておりますので、よろしくお願いします。

改め文をお願いします。少し長くなりますが、申し訳ございませんがよろしくお願いします。

甲良町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「期末手当及び勤勉手当」を「期末手当、勤勉手当及び退職手当」に改める。

第6条第5項中「55歳を超える職員の第3項の規定による昇給は」を、「55歳に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員の第3項の規定による昇給は」に改める。

第10条中第14号の次に次の1号を加える。15号退職手当。

第13条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」を「前項第1号に該当する扶養親族については1人につき1万3,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族」に改め、「、同項第2号に該当する扶養親族については1人当たり1万円」を削り、同条第4項中を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の1項を加える。第5項、前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他、扶養手当の支給に関し必要な事項は規則で定める。

第14条を次のように改める。

第14条削除。

第14条の2第2項中「及び」を「、管理職手当及び」に改め、「100分の3」を「100分の4」に改める。

第15条第1項第1号中「有料の道路（以下この項及び次項）」を「有料の道路（以下この条）」に改め、同条第2項第1号中「以下この号」を「次項及び第4項」に改め、「。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円につき支給単位期間の月数を乗じて得た額、以下括弧書きを削り、同条、次のページをお願いいたします。同項第3号中、括弧の部分の削るというものでございます。第15条中第6項を第8項とし、第3項から第5項までを2項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の2項を加える。

第3項、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

第1号、新幹線鉄道の利用に関する特別料金等に係る通勤手当。支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額。

第2号、前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当。前項の規定による額。

第4項、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位月数の月数で除した額の合計が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第21条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午前10時から翌日の」に改め、「の間」の次に括弧書きを加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に括弧書きを加え、同項第1号項中、括弧書きを削るものでございます。

次のページをお願いいたします。

第22条第4項中「給料、地域手当及び扶養手当の月額」を「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」に改める。

第23条の次に次の1条を加える。

第23条の2、退職手当については、滋賀県市町村職員退職手当組合の条例で定めるところによる。

第24条の2第1項中「及び第13条から第14条の3までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員に」を「、第13条の規定は定年前再任用短時間勤務職員については、第13条、第14条の3の規定は短時間勤務職員については、」に改める。

第25条第1項中「これに」を「給料の月額に」に改める。

第30条第1項中に、「期末手当及び勤勉手当」を「期末手当、勤勉手当及び退職手当」に改め、「扶養手当及び住居手当」を「扶養手当及び退職手当」に改める。

次のページをお願いいたします。

別表第1を次のように改める。行政給料表でございますが、9ページまでとなっておりますので、お願いをいたします。

続きまして、9ページをお願いいたします。

附則でございます。

第1項、この条例は令和7年4月1日から施行する。

第2項、令和7年4月1日の前日において甲良町職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給に応じて、同表に定める号給とする。

第3項でございます。切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び町長の定めるこれらに準ずるものとした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動または当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

第4項、切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与条例第13条の規定については、同条第2項中「心身に著しい障害を」。次のページをお願いいたします。「有する者」は、「心身に著しい障害を有する者」、「配偶者」と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

第5項、切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額は、新給与条例第14条の2第2項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計に100分の4を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

第6項、町長は前項の規則を定めるに当たっては、当該規則で定める地域手

当の割合が令和１０年４月１日以降に適用される新たな地域手当の割合への円滑な移行を図るためのものであることを踏まえつつ、地域手当の割合の変更に伴う職員の生活への影響及び当該変更に必要な原資を考慮しつつ、地域手当の割合の段階的な変更を行われるようにしなければならない。

第７項、新給与条例第１５条第３項の規定は切替日前に新たに給料表の適用を受けた職員となった者に適用する。

第８項、附則第２項から前項までの定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

第９項、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第４条第７項中「並びに第１３条から第１４条の３まで」を「、第１３条」に改める。

附則別表、号給の切替表でございます。行政職給料表の適用を受ける職員の新号給表でございます。

これが１０ページから１４ページとなっておりますので、よろしくお願いします。

長くなりましたが、以上でございます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第６号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長 ご着席願います。起立全員です。

よって、議案第６号は可決されました。

次に、日程第１１ 議案第７号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第７号 甲良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和７年３月６日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 議案第7号でございます。甲良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正理由でございますが、先ほどと同じく議案第6号でも述べましたとおりの法によりまして改正を行い、会計年度任用職員についても改正をするものでございます。

改め文をお願いいたします。

甲良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「期末手当及び勤勉手当」を「期末手当、勤勉手当及び退職手当」に改める。

第16条の2の次に次の1条を加える。

第16条の3、フルタイム会計年度任用職員の退職手当については、滋賀県市町村職員退職手当組合の条例で定めるところによる。

第19条第4項中「得た額」の次に「に、当該額に給与条例第14条の2第2項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額」を加える。

第25条第1項中「以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額」を「における規則で定める額」に改める。

第25条の2第1項中「以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額」を「における規則で定める額」に改め、同条第2項中「フルタイム」を「パートタイム」に改める。

この条例は令和7年4月1日から施行するというものでございます。

以上です。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

6番西川議員。

○西川議員 6番西川です。ちょっと教えてほしいんですが、16条の3のところで、滋賀県市町村職員退職手当組合と、こういうものがあるんですか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 ございます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 よろしいですか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。起立全員です。

よって、議案第7号は可決されました。

次に、日程第12 議案第8号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第8号 甲良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和7年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 議案第8号 甲良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正理由でございますが、これも議案第6号、7号と同じく、法改正に伴いまして、給与職員の給与等について改正をするものでございます。

改め文をお願いいたします。

甲良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中の「もの」を「者、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改め、同条第3項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加え、「期末手当及び勤勉手当」を「期末手当、勤勉手当及び退職手当」に改める。

第6条第2項第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号を1号ずつ繰り上げる。

第6条の2中「次に掲げる職員に対して」を「自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員」に改め、第1号及び第2号を削り、同条を第6条の3とする。

第6条の次に次の1条を加える。

第 6 条の 2、地域手当は全ての職員に支給する。

第 16 条中「勤勉手当は、」の次に「6 月及び 12 月に」を加える。

第 17 条を次のように改める。第 17 条退職手当については、滋賀県市町村職員退職手当組合の条例で定めるところによる。

第 18 条第 2 項を次のように改める。第 2 項、職員が高齢者部分休業、育児部分休業、介護休暇、次のページをお願いします。の承認を受けて勤務をしない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務をしない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第 18 条第 3 項を削る。

第 20 条第 1 項を次のように改める。

第 20 条、第 4 条から第 6 条まで、第 6 条の 3、第 13 条及び第 14 条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

第 23 条中「第 5 条から第 6 条の 2 までの規定」を「第 5 号、第 6 条及び第 17 条の規定」に改める。

附則でございます。

第 1 項、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

以下が経過措置となっておりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 よろしいですか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第 8 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長 ご着席願います。起立全員です。

よって、議案第 8 号は可決されました。

次に、日程第 13 議案第 9 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第 9 号 甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 6 日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 議案第 9 号でございます。甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正の理由でございます。

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の内容を含む、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が令和 6 年 5 月 31 日に改正されたことに伴いまして、この条例を改正するというものでございますので、よろしくお願いをいたします。

改め文をお願いいたします。

甲良町職員の勤務時間休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

第 8 条の 4 第 2 項及び同条第 4 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第 15 条第 1 項中「職員が要介護者」の次に「（配偶者等）を加え、「をいう。以下同じ。）」を削り、「定める者」の次に「をいう。第 18 条の 2 第 1 項において同じ。）」を加え、「支障があるもの」の次に「をいう。以下同じ。）」を加える。

第 18 条の次に次の 2 条を加える。

第 18 条の 2、任命権者は職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対し、仕事と介護との両立に資する制度または措置、その他事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求または申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

第 2 項、任命権者は職員に対し、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

第 18 条の 3、任命権者は介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。第 1 号、職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施。第 2 号、介護両立支援制度等に関する相談体制の整備。第 3 号、その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置。

附則、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、次の規定は公布の日から施行する。

以下については、経過措置となっております。

以上でございます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9 番西澤議員。

○西澤議員 改正項目と直接関連はありませんが、2 のところ、新旧対照表を見ているんですが、1 ページの 2、第 8 条の 4 のところの 2 なんですけども、ここで当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除きという、困難である場合というのはどういう場合が想定されているのか。そして、こういう場合が生じたのか。つまり、休んでもらっては業務が大変滞るとか、それから災害が起きて大変必要な人事が足りないとか、そういう場合でしょうか。それともそれ以外も考えられるのでしょうか。

後段で、勤務をさせてはならないというようになっていますので、管理者そのものがこの義務は大変きついですよね。子育ての 3 歳に満たないから、今度は就学前、始期に達するまでの子ということで、就学前の子どもというような対象にしています。それから介護もそうですけども、そういう点で勤務の状況を免除するという規定だというように考えられますが、この部分はどのようなバランスで考えたらいいいのかという点では、実例などがあったら説明いただきたいなと思います。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 これにつきましては、新たにということ、今までの経過といいますか、今こういうことやからこうするという決まったルールは今のところございませんが、西澤議員が最初におっしゃられたような部分で進んでいくのかなというふうには思っております。詳細については、いろいろな事例等がもちろん発生しますので、それにおいては任命権者等を含めて調整をさせていただくということになっていくかと思えます。

以上です。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 改めて、その場合であっても、こういう場合、休ませてほしいということを拒むことができるのが一方に残っているんですよね。そういうやつは明確にしておく。事例が何か列挙されているというのがあるはずかなと思うんですが、どうですか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 特にこれというのは何も定まっておきませんので、今申しましたように、必要に応じて定めていくといいますか、協議をさせていただくと。その方が極力不利にならないような形になっていくというふうに思っております。

以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより議案第9号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。起立全員です。
よって、議案第9号は可決されました。
次に、日程第14 議案第10号を議題とします。
議案を朗読させます。
局長。

○橋本事務局長 議案第10号 甲良町職員の育児休業等に関する条例の一部
を改正する条例。
上記の議案を提出する。
令和7年3月6日。
甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。
総務課長。

○中村総務課長 議案第10号でございます。甲良町職員の育児休業等に関する
条例の一部を改正する条例でございます。
改正の理由でございますが、さきの議案第9号で述べましたように法律の改
正に伴うものでございます。
改め文をお願いいたします。
甲良町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。
第22条第3項中、第61条第32項において読み替えて準用する同条第2
9項を、第61条の2第20項に改める。
この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。
以上でございます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。起立全員です。

よって、議案第10号は可決されました。

次に、日程第15 議案第11号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第11号 甲良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和7年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

企画監理課長。

○山崎企画監理課長 では次のページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、デジタル社会形成基本法の改正に伴う、関連する条文の一部改正になります。

甲良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「法第2条第8項」を「法第2条第9項」に改め、同条第4号中「法第2条第12項」を「法第2条第13項」に改め、同条第5号中「法第2条第14項」を「法第2条第15項」に改め、同条第6号中「法第2条第10項」を「法第2条第11項」に改め、同条中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とする。

附則、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

以上、よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番西澤議員。

○西澤議員 上位法の改正によるものだと思いますが、そして、条文の新たに変

わったところを、条ずれ、項目ずれということで内容については変更があったのかどうか。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 上位法であるこのデジタル形成基本法の改正、1 項加わったことによる今回の改正でして、本町の条例につきましては、改正、ずれを生じ、ずれを合わせにいったというところで、内容については変わりはございません。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

9 番西澤議員。

○西澤議員 デジタル基本法については私は国会でも我が党は反対をしておりますし、それから今回、町の方では当初の制定は反対の表明をさせていただいたというように思いますが、条例、条ずれでありますので、整合性を取るという点では賛成というようにさせてもらっています。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより議案第 11 号を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。起立全員です。

よって、議案第 11 号は可決されました。

次に、日程第 16 議案第 12 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第 12 号 甲良町税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 6 日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○望月税務課長 議案第 12 号 甲良町税条例の一部を改正するものでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い改正するものでございます。

議案書をおめくりください。

甲良町税条例の一部を改正する条例。

甲良町税条例の一部を次のように改正する。

第36条の2第10項中、「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行する。

以上です。どうぞよろしくお願いします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。起立全員です。

よって、議案第12号は可決されました。

次に、日程第17 議案第13号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第13号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和7年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 改正文をご覧ください。

甲良町介護保険条例の一部を改正する条例。

甲良町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項中、「6月1日から同月」を「6月」に、「7月1日から同月」を「7月」に、「8月1日から同月」を「8月」に、「9月1日から同月」を「9月」に、「10月1日から同月」を「10月」に、「11月1日から同月」

を「１１月」に、「１２月１日から同月」を「１２月」に、「１月１日から同月」を「１月」に、「２月１日から同月」を「２月」に、「３月１日から同月」を「３月」に改めるものです。

この条例は令和７年４月１日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第１３号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長 ご着席願います。起立全員です。

よって、議案第１３号は可決されました。

次に、日程第１８ 議案第１４号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第１４号 甲良町改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和７年３月６日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 甲良町改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の理由といたしましては、改良住宅譲渡に伴いまして、窪川団地２０号、住所、大字呉竹字窪川２７８番地７、建設年度が昭和５２年度、竣工年度が昭和５４年度、種別については準耐火構造２階建て１棟２戸、家賃が６，５００円、備考については、作業所、物置つきのものを譲渡いたしましたので、別表中から削除するものでございます。

この条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。どうかよろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。起立全員です。

よって、議案第14号は可決されました。

次に、日程第19 議案第15号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第15号 甲良町公営住宅管理条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和7年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 甲良町公営住宅管理条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、低所得の方を対象といたしております公営住宅につきまして、継承の範囲を、親族であったものを配偶者に改めるものでございます。

内容といたしましては、第12条第2項第1号及び第2号ただし書中、「親族」を「配偶者」に改めるものでございます。

施行時期につきまして、この条例につきましては、令和8年4月1日から施行をお願いするものでございます。

どうかよろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番西澤議員。

○西澤議員 全協でも全員協議会でも質問をいたしましたが、議論になりましたが、この親族を配偶者というように改めるために起こる住民の側の不利益、不

都合、こういうことをどういうように解消し、そして軟着陸をしていくのかというのが課題だと思います。例えばご夫婦がおられてその間に1人子どもさんがいて、そして片方が亡くなられる。配偶者が継承をする。そしてその継承した配偶者も次、お亡くなりになって、残った子どもさんについては、配偶者ではないというので対象外となるわけですが、そういう事例も含めて、住民の方に十分理解をしてもらえる、そういう説明会がぜひ必要かなと思いますけども、その点、どういうように計画をされているのか、お尋ねします。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 議員のおっしゃるとおり、住民の方、現在入居しておられる方につきましては丁寧な説明が必要だと思っておりますので、広報等をまず第1段階とさせていただきまして、そういった方の説明の方の場を持ちたいと思っております。そういった形で日時がかかるということで、令和8年からの施行をという形で、1年間、そういった期間に費やしてより住民の方にご理解をいただきたいと思っております。

○丸山議長 9番西澤議員。

○西澤議員 そのことと関わって、(2)の2項の、12条の2の(2)のところで、同居していた期間が1年以上、これは勘違いしがちなですね。その下の部分は配偶者についてというように対象に、外す対象ではないというようになりますけども、ここは1年以上わしは住んでいるというので子どもさんが継承の権利を主張されるということも出てくるかなと思いますけども、そういうことも含めて、整合性とそれから納得、温かい方法とそれからやはり規定に基づいて行政が運営されるということも大事ですので、そのことが貫徹される方向、決定される方向で臨んでいただきたいと思います。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 先ほども申し上げたとおり、誤解のないように、そういったことを丁寧に説明してまいりたいと思っておりますので、どうかご協力の方をよろしくお願いいたします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。起立多数です。

よって、議案第15号は可決されました。

次に、日程第20 議案第16号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第16号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。

上記の議案を提出する。

令和7年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 議案第16号でございます。

甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例でございます。

改正の理由でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が令和7年2月の21日に改正されたことに伴いまして、非常勤消防団員等に係る損害補償に関する規定が改正されたということに伴いまして、本条例を改正するというものでございます。

次に、改め文をお願いいたします。

甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9, 100円」を「9, 700円」に改め、同号ただし書中「1万4, 200円」を「1万4, 500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中、括弧書きを削り、「特定期間に」を「該当期間」に改める。

別表については、記載のとおりでございます。に改め、同表、分団長及び副分団長の項中、「1万800」を「1万1, 300」に、「1万1, 650」を「1万2, 100」に、「1万2, 500」を「1万2, 900」に改め、同表、部長、班長及び団員の項中、「9, 100」を「9, 700」に、「9, 950」を「1万500」に、「1万800」を「1万1, 300」に改めるものでございます。

附則、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

2項以降については経過措置でございます。

以上でございます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 よろしいですか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 よろしいですか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。起立全員です。

よって、議案第16号は可決されました。

次に、日程第21 議案第17号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第17号 甲良町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正について。

上記の議案を提出する。

令和7年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 議案第17号 甲良町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の理由でございますが、消防団員等公務災害補償等責任共済に関する法律の施行令の一部が令和6年12月の27日に改正されたことに伴いまして、非常勤消防団員に対する退職報償金の改正に伴いまして、今回本条例を改正するというものでございます。

改め文をお願いいたします。

甲良町非常勤消防団に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改正する。

退職報償金支払表でございまして、35年以上を新たに追加するというものとなっております。

附則、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 項については経過措置でございます。

以上です。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第 17 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。起立全員です。

よって、議案第 17 号は可決されました。

次に、日程第 22 議案第 18 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第 18 号 甲良町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 6 日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 甲良町水道事業給水条例の一部を改正する条例でございます。

甲良町水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

第 29 条第 3 項を削る。

第 32 条に次の 1 号を加える。4 号、再開栓をするとき、1 回につき 1,000 円。

附則、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

以上でございます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。起立全員です。

よって、議案第18号は可決されました。

次に、日程第23 議案第19号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第19号 令和6年度甲良町一般会計補正予算(第8号)。

上記の議案を提出する。

令和7年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 議案第19号 令和6年度甲良町一般会計補正予算(第8号)

でございます。

予算書の表紙裏面をお願いいたします。

歳入歳出それぞれ2億7,878万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億312万6,000円とするものでございます。

繰越明許の追加につきましては第2表で、債務負担行為は第3表で、地方債の追加、廃止及び変更は第4表で説明をさせていただきます。

次ページをお願いいたします。

歳入でございます。補正額のみ読み上げさせていただきます。

1款1項 地方交付税6,125万2,000円。13款1項 使用料125万6,000円。2項 手数料6万2,000円。14款1項 国庫負担金、減額の232万5,000円。2項 国庫補助金、減額の1億7,186万8,000円。15款1項 県負担金135万8,000円。2項 県補助金、減額の411万9,000円。3項 委託金、減額の3万6,000円。16款1項 財政運用収入50万7,000円。2項 財産売払収入、減額の125万8,000円。17款1項 寄付金、減額の3,000万円。18款1項 特別会計繰入金310万5,000円。2項 基金繰入金、減額の1億2,274万5,000円。

2 ページをお願いいたします。

20 款 2 項 預金利子 20 万 9,000 円。3 項 貸付金元利収入、減額の 198 万 7,000 円。5 項 雑入、減額の 60 万円。21 款 1 項 町債、減額の 1,160 万円。歳入の合計でございますが、減額の 2 億 7,878 万 9,000 円とするものでございます。

3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。同じく補正額のみ読み上げさせていただきます。

1 款 1 項 議会費、減額の 100 万円。2 款 1 項 総務管理費、減額の 2 億 4,783 万 7,000 円。2 項 徴税費、減額の 123 万 4,000 円。3 項 戸籍住民基本台帳費 61 万 2,000 円。5 項 統計調査費、減額の 7 万 5,000 円。3 款 1 項 社会福祉費 8 万 4,000 円。2 項 児童福祉費、減額の 1,478 万 7,000 円。4 款 1 項 保健衛生費 936 万円。3 項 上水道費 3,950 万。6 款 1 項 農業費、減額の 353 万 1,000 円。8 款 1 項 土木管理費、減額の 204 万円。2 項 道路橋梁費、減額の 605 万円。3 項 河川費、減額の 2 万円。4 項 住宅費、減額の 434 万 4,000 円でございます。

4 ページをお願いいたします。

5 項 都市計画費、減額の 61 万 3,000 円。9 款 1 項 消防費、減額の 980 万 6,000 円。10 款 1 項 教育総務費、減額の 3,340 万 3,000 円。2 項 小学校費、減額の 102 万円、3 項 中学校費、減額の 149 万円、4 項 社会教育費、減額の 109 万 5,000 円でございます。12 款 1 項 公債費については、財源の構成で金額変更はございません。

歳出の合計でございます。歳入合計と同額でございます。

5 ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正でございます。追加でございます。

2 款 1 項 総務管理費、事業名といたしまして、公共交通対策事業、金額は 1,599 万 8,000 円。2 項、すいません、2 款 3 項 戸籍住民基本台帳費、戸籍システム改修委託 293 万 1,000 円。4 款 3 項 上水道費、甲良町指定緊急避難場所防災力向上事業 3,950 万円。8 款 2 項 道路橋梁費、社会資本整備交付金事業 730 万円。8 款 2 項 道路橋梁費、社会資本整備交付金事業で道路メンテナンス事業 800 万円でございます。

6 ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正でございます。変更でございます。

子ども子育て応援事業委託でございます。変更後でございます。期間につきましては令和 6 年度から令和 7 年度まで、限度額につきましては、851 万 3,000 円に変更をするものでございます。

続きまして、7 ページをお願いいたします。

地方債の補正でございます。追加でございます。

起債の目的、近江鉄道線輸送安全確保事業債、限度額 7 9 0 万円、甲良町指定緊急避難場所防災力向上事業債、1, 8 6 0 万円。甲良西こども園安全確保事業債、1 2 0 万円。社会資本整備交付金事業債、3 3 0 万円。起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

変更でございます。

起債の目的でございます。社会資本整備交付金事業債、補正後でございますが、4, 2 2 0 万円。道路新設改良事業債 1, 2 4 0 万円。甲良東小学校教室改修事業債 7 4 0 万円。町立小学校消防設備改修事業債 6 6 0 万円。甲良西小学校複合遊具整備事業債 2 5 0 万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法については、変更はございません。

廃止でございます。

起債の目的でございます。町立小学校空調整備改修事業債、限度額 3 7 0 万円。備考としまして、事業内容の変更のためでございます。同じく東小学校プール解体フェンス整備事業債 1, 3 6 0 万円。事業見送りのためでございます。東小学校プール解体フェンス整備事業債、公共施設等適正管理推進事業債 1, 2 9 0 万円でございます。これも上と同じく事業見送りのためでございます。

以上でございます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 1 9 号については、会議規則第 3 9 条第 1 項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

ここで 1 5 分間休憩に入ります。暫時休憩します。

(午前 1 0 時 2 5 分 休憩)

(午前 1 0 時 4 0 分 再開)

○丸山議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、日程第 2 4 議案 2 0 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第20号 令和6年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）。

上記の議案を提出する。

令和7年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 お手元の補正予算書で説明いたします。1枚おめくりください。

令和6年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）です。

令和6年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,383万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,499万8,000円とする。

次のページをご覧ください。

第1表歳入のうち、補正額のみ読み上げます。

3款1項 国庫負担金、補正額103万円。2項 国庫補助金430万3,000円。4款1項 支払基金交付金405万円。5款1項 県負担金384万4,000円。2項 県補助金35万1,000円の減額です。7款1項 一般会計繰入金133万6,000円。2項 基金繰入金38万2,000円の減額です。

おめくりください。

歳出です。

1款1項 総務管理費91万4,000円の減額です。2項 介護認定審査会費25万6,000円の減額です。2款1項 介護サービス等諸費1,540万円、2項 介護予防サービス等諸費80万円の減額です。飛ばしまして、5項 特定入所者介護サービス等費40万円。歳入、歳出、合計は補正額1,383万円になっております。

以上で説明を終わります。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第25 議案第21号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第21号 令和6年度甲良町水道事業会計補正予算（第3号）。

上記の議案を提出する。

令和7年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 そうしましたら表紙を1枚おめくりいただきまして、補正予算を説明させていただきます。

令和6年度甲良町水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和6年度甲良町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度甲良町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の額を次のとおり改める。

収入、1款2項 営業外収益、補正予定額487万6,000円。第3条令和6年度水道事業会計予算、第4条本文括弧中「不足する額1億6,026万9,000円」を「不足する額9,026万9,000円」に、「建設改良積立金8,793万8,000円」を「建設改良積立金1,793万8,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり改める。

収入、第1款4項 補助金、補正予定額3,950万円。

支出、1款2項 建設改良費3,050万円の減額です。

以上よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

ここでお諮りします。

これより審査願います日程第26 議案第22号から、日程第32 議案第28号までの令和7年度各会計当初予算については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付している議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第26 議案第22号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第22号 令和7年度甲良町一般会計予算。

上記の議案を提出する。

令和7年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 議案第22号でございます。令和7年度甲良町一般会計予算でございます。

予算書の裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算でございます。

歳入歳出それぞれ43億4,332万9,000円と定めるものでございます。

債務負担行為につきましては、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表で説明をさせていただきます。

地方債につきましては、地方自治法230条第1項の規定に、起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第3表で説明をいたします。

一時借入金につきましては、地方自治法235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は6億円と定めるものでございます。

歳出予算の流用でございます。地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりとしまして、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。次ページでございます。

歳入でございます。

1款1項 町民税3億2,324万円。2項 固定資産税4億3,611万2,000円。3項 軽自動車税3,479万5,000円。4項 町たばこ税4,198万1,000円。2款1項 自動車重量譲与税2,653万3,000円。2項 地方揮発油譲与税815万3,000円。3項 森林環境譲与税78万2,000円。3款1項 利子割交付金12万円。4款1項 配当割交付金399万円。5款1項 株式等譲渡所得割交付金645万円。6款1項 法人事業税交付金1,521万7,000円。7款1項 地方消費税交付金1億4,485万3,000円。8款。

次のページをお願いいたします。

1 項 環境性能割交付金 6 0 3 万 3, 0 0 0 円。9 款 1 項 地方特例交付金 1 9 7 万円。1 0 款 1 項 地方交付税 1 8 億 5, 1 0 0 万円。1 1 款 1 項 交通安全対策特別交付金 7 7 万 9, 0 0 0 円。1 2 款 1 項 負担金 9 2 6 万 8. 0 0 0 円。1 3 款 1 項 使用料 1, 1 8 3 万 6, 0 0 0 円。2 項 手数料 6 3 7 万 2, 0 0 0 円。1 4 款 1 項 国庫負担金 2 億 6 0 4 万 1, 0 0 0 円。2 項 国庫補助金 2 億 9, 2 7 1 万円。3 項 委託金 2 5 0 万 6, 0 0 0 円。1 5 款 1 項 県負担金 9, 9 1 8 万 3, 0 0 0 円。2 項 県補助金 1 億 3, 8 0 2 万円。3 項 委託金 2, 6 5 4 万 3, 0 0 0 円。

次のページ 3 ページをお願いいたします。

1 6 款 1 項 財産運用収入 3 9 0 万円。2 項 財産売払収入 1 5 0 万円。1 7 款 1 項 寄付金 2, 2 1 0 万円。1 8 款 1 項 特別会計繰入金 3 6 0 万円、2 項 基金繰入金 3 億 4 4 0 万 6, 0 0 0 円。1 9 款 1 項 繰越金 4 0 0 万円。ごめんなさい、4, 0 0 0 万円。2 0 款 1 項 延滞金・加算金及び過料 1 4 9 万 9, 0 0 0 円、2 項 町預金利子 4, 0 0 0 円。3 項 貸付金元利収入 1, 4 3 3 万 8, 0 0 0 円。4 項 受託事業収入 1, 3 9 8 万 7, 0 0 0 円。5 項 雑入 6, 3 6 0 万 8, 0 0 0 円。2 1 款 1 項 町債 1 億 7, 9 9 0 万円で、歳入の合計 4 3 億 4, 3 3 2 万 9, 0 0 0 円でございます。

次のページをお願いいたします。4 ページでございます。

歳出でございます。

1 款 1 項 議会費 5, 6 7 8 万 5, 0 0 0 円。2 款 1 項 総務管理費 9 億 2 8 6 万円。2 項 徴税費 7, 6 5 8 万円。3 項 戸籍住民基本台帳費 2, 4 8 3 万 7, 0 0 0 円。4 項 選挙費 1, 1 9 2 万 1, 0 0 0 円。5 項 統計調査費 3 2 6 万円。6 項 監査委員費 4 7 万 2, 0 0 0 円。3 款 1 項 社会福祉費 9 億 2, 2 8 0 万 8, 0 0 0 円。2 項 児童福祉費 5 億 1, 3 5 7 万 5, 0 0 0 円。4 款 1 項 保健衛生費 8, 7 7 1 万 3, 0 0 0 円。2 項 清掃費 1 億 8, 4 8 2 万 4, 0 0 0 円。3 項 上水道費 1, 8 0 0 万 1, 0 0 0 円。5 項。すいません、5 款 1 項 雇用対策費 1 3 7 万 5, 0 0 0 円。6 款 1 項 農業費 9, 4 6 8 万円。

次のページをお願いします。

2 項 林業費 7 万円。7 款 1 項 商工費 2, 9 2 7 万円。8 款 1 項 土木管理費 5, 4 4 3 万 3, 0 0 0 円。2 項 道路橋梁費 8, 5 3 1 万 2, 0 0 0 円。3 項 河川費 6 2 万 7, 0 0 0 円。4 項 住宅費 4, 1 3 1 万 9, 0 0 0 円。5 項 都市計画費 2 億 5 5 5 万 5, 0 0 0 円。9 款 1 項 消防費 2 億 5, 8 3 8 万 4, 0 0 0 円。1 0 款 1 項 教育総務費 2 億 8, 0 9 6 万 1, 0 0 0 円。2 項 小学校費 4, 5 5 2 万 2, 0 0 0 円。3 項 中学校費 3, 4 1 6 万 6, 0 0 0 円。4 項 社会教育費 8, 8 7 3 万 1, 0 0 0 円。5 項 保健体育費 6,

436万4,000円。11款1項 農林水産業施設災害復旧費3,000円。
12款。

次のページをお願いいたします。

1項 公債費2億5,060万6,000円。11款1項 徴税配分金31万5,000円。14款1項 予備費400万円で、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

債務負担行為でございます。

事項、期間、限度額の順に読み上げます。

滋賀県信用保証協会小規模企業者小口簡易資金保証債務損失補償、令和7年度から令和19年度まで、小規模企業者小口簡易資金について令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に保証した債務について保証契約の効力が生じた以降11年以内に代位弁償した場合、当該額から支払いを受けた保険金を控除した実施損失額の10分の8について100万円でその損失を補償する。

甲良町消防団消防ポンプ自動車購入、令和7年度から令和8年度、3,200万円。

甲良町地域防災計画更新業務、令和7年度から令和8年度1,700万円。

地域おこし協力隊推進事業、令和7年度から令和9年度、2,160万円。

道の駅せせらぎの里こうら指定管理委託、令和7年度から令和11年度まで1,699万3,000円でございます。

続いて8ページをお願いいたします。

地方債でございます。

起債の目的でございます。

公共交通確保事業債、限度額2,500万円。福祉医療助成事業債1,000万円。保健福祉センター多目的研修室等復旧事業債980万円。甲良西こども園安全確保事業債70万円。保健福祉センター非常用発電機整備事業債1,470万円。社会資本整備交付金事業債2,530万円。道路新設改良事業債1,260万円。防災行政無線整備事業債4,460万円。消防団消防車整備事業債3,110万円。甲良中学校空調設備改修事業債100万円。甲良中学校安全確保事業債270万円。町立図書館空調設備改修事業債240万円。合計で、1億7,990万でございます。

起債の方法につきましては、償還、借入れまたは証券発行、借入れの時期は令和7年度、ただし財政の都合等により、起債金額の全部または一部を翌年度に繰り延べて起債をすることができる。利率につきましては5%以内。

償還の方法でございます。政府資金については、その融通条件により、銀行

その他の場合にはその他の債権者と協定するものによる。ただし、財政上の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借り換えることができるということでございます。

令和7年度一般会計予算については、以上でございます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番西澤議員。

○西澤議員 予算決算常任委員会で詳しい説明が議論がされるというように思いますので、1点だけ、総括的なところでお尋ねをしておきます。

1つは、予算編成の総括のところ、概要版、主要施策の概要のところの1ページに記入をしています。(1)(2)のところで、人口減少少子化対策について、書かれています。昨今、ごく最近、人口分の動態が発表されました。人口に対する減少比率について、19市町のうち甲良町が24%の減少というように発表されました。そのことに直接関わって、ないしは、その人口減少を直接くい止めるという方向にはなりませんけども、この問題をどう考えてどう対応しようとしているのかということも、委員会で予算決算常任委員会で議論をしたいというように思いますので、直近でもそういう状況が出ました。以前からもまち・ひと・しごとの戦略会議の中でも甲良町の激減状態というのを座長さんが指摘をされて議論はなったところです。そういう状況はまだ改善が見られてないというのがあります。その今回の令和7年度の予算でどういう対応をし、そして改善の方向、いわゆる24%という県下の中でも断トツの減少率。上昇している自治体もございますけども、その結果論のところ町民の皆さんに展望を示すと、こういうようになれば上向いていくんだというところの議論がぜひできればというように思っていますので、直近のそういう具体的な事例が出ていますので、その見解をまとめておいていただきたいと思います。

1ページでは、一般的に以前から言われているところが述べられていますので、それはそれでいいかというように思いますけども、ぜひ準備をしていただきたいし、議論ができればというように思っていますので、よろしくお願いします。

今そういうように対応ができれば、今議論をするつもりはありません。予算委員会の中でやるようにしたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 今おっしゃられたとおり、人口動態等も含めて資料を出せるやつは出させていただきます、協議をしたいと思います。

以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第27 議案第23号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第23号 令和7年度甲良町国民健康保険特別会計予算。

上記の議案を提出する。

令和7年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 それでは、予算書の表紙裏面をご覧ください。

令和7年度甲良町国民健康保険特別会計予算。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出それぞれ9億2,589万2,000円と定めるものと
ございます。

歳入歳出予算につきましては、次ページから説明させていただきます。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ
の最高額は、6億円と定めるものです。

歳出予算の流用です。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各
項の経費の金額を流用することができる場合は、次の括弧の1号2号のとおり
と定めたものとございます。

続きまして、1ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算。

歳入。

1款1項 国民健康保険税1億3,863万8,000円。2款1項 手数料5万1,000円。4款1項 県負担金6億8,040万8,000円。2項 県補助金160万円。3項 財政安定化基金交付金1,000円。5款1項 財産運用収入2万円。6款1項 他会計繰入金7,731万7,000円。2項 基金繰入金2,675万2,000円。7款1項 繰越金1,000円。8款1項 延滞金・加算金及び過料109万円。2項 預金利子1万円。3項 雑入3,000円。

2ページをご覧ください。

9款1項 財政安定化基金貸付金1,000円。歳入合計9億2,589万2,000円。

3 ページをご覧ください。

歳出です。

1 款 1 項 総務管理費 3, 1 5 4 万 3, 0 0 0 円。2 項 運営協議会費 1 2 万 5, 0 0 0 円。2 款 1 項 療養諸費 5 億 6, 8 2 8 万 9, 0 0 0 円。2 項 高額療養費 9, 2 4 3 万 7, 0 0 0 円。3 項 移送費 4 万円。4 項 出産育児諸費 1 5 0 万 1, 0 0 0 円。5 項 葬祭諸費 5 0 万円。6 項 審査支払手数料 1 8 4 万 8, 0 0 0 円。3 款 1 項 医療給付費分 1 億 5, 0 4 7 万 4, 0 0 0 円。2 項 後期高齢者支援金等分 4, 7 4 8 万円。3 項 介護納付金分 1, 7 1 4 万 2, 0 0 0 円。4 款 1 項 共同事業拠出金 1, 0 0 0 円。5 款 1 項 財政安定化基金拠出金 1, 0 0 0 円。6 款 1 項 保健事業費 6 7 1 万 3, 0 0 0 円。

4 ページをご覧ください。

2 項 特定健康診査等事業費 5 6 7 万 5, 0 0 0 円。7 款 1 項 基金積立金 2 万円。9 款 1 項 償還金及び還付加算金 1 0 9 万 1, 0 0 0 円。1 0 款 1 項 予備費 1 0 1 万 2, 0 0 0 円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。以上です。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第 2 8 議案第 2 4 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第 2 4 号 令和 7 年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 6 日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 それでは、予算書の裏面をご覧ください。予算書表紙裏面をご覧ください。

令和 7 年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出それぞれ 1 億 4 4 0 万 8, 0 0 0 円と定めるものとございます。

歳入歳出予算につきましては、1 ページから説明させていただきます。

それでは、1 ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算。

歳入。

1 款 1 項 後期高齢者医療保険料 6,894 万 9,000 円。2 款 1 項 手数料 1 万円。3 款 1 項 一般会計繰入金 3,503 万 5,000 円。4 款 1 項 繰越金 1,000 円。5 款 1 項 償還金及び還付加算金 40 万 2,000 円。2 項 預金利子 1,000 円。3 項 雑入 1 万円。歳入合計 1 億 440 万 8,000 円。

2 ページをご覧ください。

歳出です。

1 款 1 項 総務管理費 630 万 8,000 円。2 款 1 項 後期高齢者医療広域連合納付金 9,767 万 6,000 円。3 款 1 項 償還金及び還付加算金 40 万 1,000 円。4 款 1 項 予備費 2 万 3,000 円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

以上です。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第29 議案第25号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第25号 令和7年度甲良町介護保険事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

令和7年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 予算書を1枚おめくりください。

第1条第2項に基づき、説明は第1表で行います。

歳入です。

1 款 1 項 介護保険料 1 億 8,970 万円。2 款 1 項 手数料 1 万円。3 款 1 項 国庫負担金 1 億 7,687 万 4,000 円。2 項 国庫補助金 7,272 万 4,000 円。4 款 1 項 支払基金交付金 2 億 6,817 万 6,000 円。5 款 1 項 県負担金 1 億 4,096 万 8,000 円。2 項 県補助金 796 万 6,000 円。6 款 1 項 財産運用収入 1,000 円。7 款 1 項 一般会計繰入金 1 億 6,666 万 7,000 円。2 項 基金繰入金 2,959 万 6,000 円。

0円。8款1項 繰越金1,000円。9款 諸収入。

1ページおめくりください。

1項 延滞金・加算金及び過料1,000円、2項 預金利子1,000円。
3項 雑入3,000円。10款1項 財政安定化基金貸付金217万4,000。歳入合計は10億5,486万2,000円でございます。

続いて、歳出に移ります。

1款1項 総務管理費、1,571万4,000円。2項 介護認定審査会費526万2,000円。3項 計画策定委員会費353万7,000円。2款1項 介護サービス等諸費9億1,045万円。2項 介護予防サービス等諸費710万円。3項 高額介護サービス等費2,481万円。4項 高額医療合算介護サービス等費250万円。5項 特定入所者介護サービス等費3,220万円。6項 その他諸費122万5,000円。3款1項 介護予防生活支援サービス事業費1,263万6,000円。2項 一般介護予防事業費258万7,000円。3項 包括的支援事業・任意事業費3,526万7,000円。4項 その他諸費5万円。4款1項 基金積立金1,000円。5款 公債費。

1ページおめくりください。

1項 公債費1,000円。2項 財政安定化基金償還金1,000円。6款1項 償還金及び還付加算金52万1,000円。7款1項 予備費100万円。歳出合計は歳入合計と同額です。

以上で説明を終わります。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第30 議案第26号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第26号 令和7年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

令和7年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 それでは、予算書の表紙裏面をご覧ください。

令和7年度甲良町墓地公園事業特別会計予算でございます。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算それぞれ192万5,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算は第1表で説明させていただきますので、1ページをご覧ください。

歳入です。

1款1項 繰越金1万円。2款1項 使用料76万円。3款1項 管理料15万3,000円。2項 預金利子1,000円。4款1項 財産運用収入1,000円。5款1項 基金繰入金100万円。歳入合計192万5,000円。

2ページをご覧ください。

歳出。

1款1項 墓地公園管理費115万5,000円。2款1項 返還金76万円。3款1項 予備費1万円。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上です。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第31 議案第27号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第27号 令和7年度甲良町下水道事業会計予算。

上記の議案を提出する。

令和7年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、予算書裏面をお願いいたします。

甲良町下水道事業会計予算について説明申し上げます。

業務の予定量といたしまして、1、処理区域内水洗化数につきましては1,990件を見込んでおります。年間総排水量につきましては71万6,716立方メートルを見込んでおります。1日平均排水量につきましては1,964立方メートルを見込んでいるところでございます。

収益的収入及び支出でございます。

収入といたしまして、第1款 下水道事業収益につきまして、3億1,910万6,000円を見込んでいるところでございます。

支出につきまして、第1款 下水道事業費用につきまして3億1,388万円を見込んでおります。

次ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額1億1,132万7,000円。過年度損益勘定留保資金5,908万円、及び当年度損益勘定留保資金5,224万7,000円で補填するものでございます。

収入の部といたしまして、第1款 資本的収入2億2,208万9,000円でございます。

また、支出の部といたしまして第1款 資本的支出といたしまして3億3,341万6,000円でございます。

企業債であります。

企業債起債の目的といたしまして、流域下水道事業債につきまして、限度額1,640万円で利率を5%以内とするものでございます。

資本費平準化債といたしまして、1億1,000万円で%以内の限度を定めるものでございます。

一時借入金の限度額につきましては3億円と定めるものでございます。

予定支出の各項の経費、金額の流用につきましては、各項に計上した予定額に過不足が生じた場合における同一款内でこれらの経費の項間の流用を認めるものでございます。

また、議会の議決を得なければいけない経費につきましては、職員給与の986万7,000円を定めるものでございます。

他会計からの補助金といたしまして、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億8,697万円と定めるものでございます。

以上です。どうかよろしくをお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第32 議案第28号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第28号 令和7年度甲良町水道事業会計予算。

上記の議案を提出する。

令和7年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 表紙を1枚おめくりいただきまして、令和7年度甲良町水道事業会計予算。

第1条、令和7年度甲良町水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

給水件数2,950件。

年間総給水量96万立方メートル。

1日平均給水量2,630立方メートル。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

1款1項 営業収益1億3,204万5,000円。2項 営業外収益5,171万5,000円。

給水事業収益総額が1億8,376万円でございます。

支出です。

1款1項 営業費用1億5,877万5,000円。2項 営業外費用1,216万円。3項 特別損失1,000円。第4項 予備費400万円。

支出合計が1億7,493万6,000円でございます。

次のページをおめくりください。

資本的収入及び支出でございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対する不足額9,910万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額354万2,000円、減債積立金5,449万9,000円、建設改良積立金4,105万9,000円で補填するものとする。

歳入です。

1款2項 工事負担金1,000円。4項 補助金297万円。

資本的収入総額は297万1,000円でございます。

支出です。

1款1項 企業債償還金6,012万8,000円。2項 建設改良費4,194万3,000円。

支出合計が1億207万1,000円でございます。

第5条、一時借入金の限度額は100万円とする。

6条、予定支出額の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。各項に計上した予定額に過不足が生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項間の流用。

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を得なければならない。職員給与費2,147万4,000円。

第8条、水道事業の営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1,750万円である。

第9条、たな卸資産の購入限度額は184万3,000円と定める。

以上、よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

6番西川議員。

○西川議員 委員会で聞けばいいのか分かりませんが、給水件数ですけど、今、加入率はどんなものになっているんですかね。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 委員会の方で正式にはお答えさせていただきたいと思いますが、世帯数よりたくさんの方が給水は申し込んでおられますので、基本的には100%はあると思います。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第33 諮問第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和7年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○寺本町長 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので議会の意見を求める。

住所 滋賀県犬上郡甲良町大字下之郷1479番地。

氏名 藤居桂三。

生年月日 昭和29年3月19日。

以上です。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本案候補者を適任者と認めることに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。起立全員です。

よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについての議会の意見は、適任者と認めることに決定しました。

次に、日程第34 同意第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 同意第1号 甲良町公平委員会委員の選任につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和7年3月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○寺本町長 甲良町公平委員の選任につき同意を求めることについて。

甲良町公平委員会委員のうち1名が任期満了となるため、次の者を選任することにつき、地方公務員法第9条の第2項の規定により、議会の同意を求める。

住所 滋賀県東近江市八日市上之町2番7号、ウイング八日市203号室。

氏名は湯浅浩明さん。

生年月日は昭和42年7月9日。

以上です。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより同意第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長　ご着席願います。起立全員です。

よって、同意第１号は、同意されました。

次に、日程第３５　甲良町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。
お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推選にしたい
と思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○丸山議長　異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

氏名の方法については、本職において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○丸山議長　異議なしと認めます。

よって、本職において、指名することに決定しました。

甲良町選挙管理委員に、長寺の橋本猛氏、下之郷の西堀與一氏、尼子の高橋謙一氏、尼子の田中順子氏を、同補充員の第１順位に金屋の片岡清氏、第２順位に池寺の小林日登美氏、第３順位に長寺の山田裕康氏、第４順位に呉竹の建部孝夫氏を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました橋本猛氏、西堀與一氏、高橋謙一氏、田中順子氏を甲良町選挙管理委員に、また、同補充員の第１順位に片岡清氏、第２順位に小林日登美氏、第３順位に山田裕康氏、第４順位に建部孝夫氏を甲良町選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○丸山議長　異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方々が、甲良町選挙管理委員及び同補充員に当選されました。

すいません、ここで３０分しかないので、ちょっと早いですが昼休憩に入りたいと思いますが、よろしいですか。それで再開は１３時。３０分早めますので、１３時でお願いします。

（午前１１時３０分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○丸山議長　それでは、休憩前に引き続き午後の会議を再開します。

次に、日程第３６　一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、会議規則第

56条第1項の規定により、1人40分以内とします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば、簡潔にまとめて質問してください。

なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、8番木村修議員の一般質問を許します。

8番木村修議員。

○木村修議員　それでは、議長の許可を得ましたので、早速質問に入らせていただきたいと思います。通告書のとおり、まず1番目は就任当初の町長の公約を約1年過ぎた今、一応検証したいというふうに思って、質問をさせていただきます。

まず最初に、産業集積地（南部工業団地）のところで、結果が出てあるということは出てあるんですけど、私自身はちょっと納得してないんで質問に至ったのだと思うんですけど、まずは、当初2か所を県内で、県内で2か所すると言っておられたのに、なぜか結果3か所になってしまったということで、発表から約40日ほどたってあると思うんですが、この間、県から何か町の方に話が、説明があったかどうかというのを聞きたいと思います。

○丸山議長　企画監理課長。

○山崎企画監理課長　特に新たな説明というのはございませんでした。

○丸山議長　木村修議員。

○木村修議員　そうですか。そうすると、まず、ここ3か所になったということで、どうも県は248億ほど見込んでおられるらしいんですけど、その2番に移りますけど、2か所を3か所に増やすということが、これは私自身が一番頭にきている部分で、12月やったかな、1月か。1月の全協のときにちょっとお話しさせてもらったし、町長や副町長の思いも、ちょっとしゃべってくれたので分かってあるんですけど、ほんまに一番頭にきていて、それで当初から2か所言うとなったら2か所でいいんちゃうかというふうに思う。2か所やったら何も言いませんけど、2か所を3か所にしよったから一番頭にきてるわけで、そしたら1期で、1次でかな、1次で4か所残ったその中に甲良も入っていたということなので、それやったら4か所したらええんちゃうかというような思いが私はあります。見解を伺いたいと思います。

○丸山議長　企画監理課長。

○山崎企画監理課長　最終の選考結果を見てみますと、4か所全てを候補地として選んでいただきたかったという思いはございます。

○丸山議長　木村修議員。

○木村修議員　それは当然ですね。私は今、正・副町長のことを言いましたけど、課長ももちろん頭にきておられるんだと思うんですけど。本当に、何で、2か

所が増えたのかというのが、本当に疑問なんですけど、それは何か課長聞いておられますか。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 そういった詳しい経緯については、何も聞かされておられませんので、申し訳ありません。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 また、後にもつながってくるんですけど、機会があればというたら待っていたらあかんかもしれないけど、ちょっと積極的に何でしたんやろうというようなことを、ちょっと県の言い分を聞いて説明を願いたいなというふうに思っておりますので、これは要望として頼んでおきます。

続いて3番目に移らせていただきたいと思います。

1月末に県が決定されて、本町は駄目だったということで、今後の見通し、どういうふうになっていくんか。あるいは、あるいはというよりも、長浜、米原のどうも市の境になるんかな、あそこは、あそこで手を挙げて申請されておったんが、いろいろ問題があって駄目になったということを聞きましたし、その後、新聞紙上ですけど、米原あるいは長浜がちょっと怒っておられると、担当の人が怒っておられるようなことを新聞に書いてあったのが目にしたんですけど、それと甲良も一緒です。だから、この3か所、何か新聞ですけど、3か所を環境アセスとか何とかかんとかがあって、5年を経て、5年後から造成とか何やかや2年ほどかけてやるというようなことが新聞に載っておりました。そしたら、今、米原、長浜のことを言いましたけど、甲良も一緒ですけど、足したら7年後の話になっていくんかいなというちょっと懸念しておる部分があるんですけど、今後の見通しということで、どういうふうになんか何をしていくのか気になっております。

もう1つ、付け加えて言いますと、どうも副町長もちょっと言われておったんですけど、いわゆる面積の問題が何か関わっておったようにちょっと聞いたんですけど、高島で開発されるのがどうも17ヘクタールというふうに言っておられましたけど、実際甲良の場合は、全部と言うたら問題なんですけど、28、29ほどあるはずで、その中でちょっと開発がしにくいなという部分があったものやから、当初、甲良の計画としては、23ヘクタールほどを何分割かに分けて、いわゆる開発していこうかなというふうな話があったと思うんです。だから、23もあつたら17よりも多いんやからどうやという話になるんですけど、まとめて今後の見通しをお願いします。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 今議員がおっしゃられたように、産業集積地につきましては、面積は29ヘクタールございますが、環境アセスにつきましては、19ヘ

クタールまでであれば、それが不要ないということで、即効性のあるといえますか、着手ができるというふうには、県の方からもちょっと助言をいただいております。

今後の計画は今の段階では未定ではございますけども、これからも個別に県には支援をいただきながら、産業誘致開発の方に取り組んでまいりたいと思っております。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 課長の言われることはよく分かるんですけど、私個人としては、今言いましたように、今決まったところが環境アセスやら5年ほどかかるというふうに書いていましたし、2年ほどかけて造成して、いざ竣工というようなことを考えておられるということで、その7年後に、甲良の場合が7年後になったらえらいこっちゃなというふうに思うので、7年関係なしに、今すぐとは言いませんけど、1年後2年後ぐらいには次のいわゆる企画で考えていただけるのか。

ついでにもう1つは、7か所があって、4か所が選ばれた。結果論、3か所が決まって、1か所甲良が漏れた。ということは、県の方においては甲良が次に何かある場合には甲良が1番という考え方でいいのかどうか、それをちょっとお願いできますか。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 すいません。最後の方に言われたその県の方針につきましては、今後もこの事業を続けられるかどうかといったあたりも、全く何も知らされておきませんので、ちょっとその部分は答えしかねるかなと思います。あと申し訳ありません。前段の部分はもう一度よろしいですか。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 いわゆる、今決まったところが環境アセスやら何やかや造成やらで7年ほどかかると新聞に書いてましたので、そしたらそれを待っていたら、甲良あるいは米原、長浜なんかは7年後になってしまうような気がするので、そのところはどうかというふうに見解を聞いたわけですけど。多分分からのので、そんな7年なので待つてられませんのでね、なるべく早く次の計画を企画を立ててもらって、甲良が1番になるようにしてもらいたいという思いです。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 今回選定されたその3か所の開発を待つてということではございませんので、個別に甲良町が支援いただけるようにということで県には伝えておりますので、そちらの開発を待つて進めるということではございません。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 そのところ私の思いです。頑張っしてほしいと。次は、甲良町が1番に、いわゆる計画の事業の1番になることを望んでおるわけでございます。

そうしましたら次、防災センターの方に移らせていただきたいと思います。防災センター、元町長、もう大分になるんですけど、町長の時代に考案されて、あのときには建設委員会まで立ち上がって、もうほとんどゴーの段階やったんですけど、そのときに町長選挙がありまして、新しい町長が防災センターは駄目だと、やめやということで一旦潰れてしまったというような形になったんですけど、1の設問のとおり、数年前に復活した事業ですが、現在の進捗は。お願いします。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 今ご質問の防災センターの関係でございますけれども、現在のところ昨年6月議会及び12月議会に一部資料の方を提示させていただいて、全体工程の流れについてご説明させていただいたところでございます。現在、役場東側に計画していた防災センター整備に際して、そのときに実施設計をやっていただいた業者であったり、その他の業者さん、建築業者さん、ごめんなさい、設計業者さんに工程内容等について事前のご相談をさせていただいている状況でありまして、具体的な進捗としては現時点では申し上げるものとしてはございません。

来年度の予算において整備の基本構想と基本計画について策定に関して発注を考えておりまして、予算計上させていただいているというところでございます。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。そうしますと今現在の進捗を聞きましたので、次2番に移らせていただきたいと思います。

さっきも言いましたけど、建設委員会が立ち上がったんですが、そのときに、その当時の総務課長さんが、防災センターは避難所ではないんですよというふうに言われていたことが頭から離れないんですけど、今現在の防災センター、はどのような、避難場所ではないのか、あるのかということをお聞きしたいと思います。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 防災センターは避難場所ではあるのか、ないのかというご質問でございますけれども、まず防災センターというものにつきましては、町の防災機能を担う場所、そして、大規模災害などでありまして他の応援自治体や関係官庁から派遣を受け入れるというようなことも必要になってきます。この中で幾つもの事務を行っていくということになってくるんですけども、その

例示をさせていただきますと、住宅の被害認定であったり、応急危険度判定、あるいは上下水道、インフラ施設の被害確認など多岐にわたります。

また、昨年発生しました能登地震でもこれらについて甲良町を含む県や市町にも派遣依頼があつて本町も現場に向かわせていただいたところです。これら外部の多数の人員を受け入れまして、現場の管理であったり事務を遂行する、あるいはそれに関する書類整理をするなど、全体で会議を行ったり、そういった庁舎の中に場所を確保して行うことになってきますので、住民さんの避難場所として広く開放するという事は難しいのではないかなというふうには考えております。

ただ、台風とかそういった突発的な事象において少人数の受入れであったりとか一時的な開放ということは可能であるかと考えるんですけども、現時点では町の防災計画、こちらの方にはそのような機能というのはいまありませんので、7年度に防災計画を修正することを今検討しておりますので、その中で避難所の在り方というのは考えていくべきところかなというふうには考えているところでございます。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。よく分かりました。そうしますと、3番に移らせていただきたいと思います。

庁舎の機能と両立する考えがあるようにちょっと聞いたんですが、私の理解ですけど、理解したんですが、建設費のことが一番頭に思いますので、アバウトでなかなか出ないかと思うんですけど、アバウトでどれくらいかなというふうのをちょっと、お考えがあれば教えていただきたいというふうに思います。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 先ほど申し上げましたように基本構想あるいは基本計画の中でこういった機能を持たせるかというのは検討することにはなるんですけども、近隣のお隣の豊郷町さんでは、行った事業におきましては14億程度というふうに聞いております。このことからそれと同等程度、あるいは物価上昇等を踏まえるとそれよりは増える形で、総事業費がかかってくるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 隣の豊郷がきれいなのを建てはりました。私も14億ほどかかったということを聞いていますので、当初、あの計画が何年前に上がったんかちょっと忘れちゃったんですけど、当初7億とかいう話があつたんですが、結果終わってみれば14億というふうに、今参事の方も答弁してくださったんですけど、何がどこでどういうふうに上がってくるのか分かりませんのでそれは何とも分からんというのが現実だと思います。でもたくさんかかるんだというふ

うに頭にその金額を入れました。

それと、この計画、いつになるか分からないんですけど、いつになるかということはいわゆる、今年度から、今年度ちょっと予算が立てられてたように思うんですけど、来年度7年度あるいは8年度で、いわゆる基本設計とか実施設計とかというふうに工程表が組まれておるわけですけど、着手といえは私の着手という意味は、工事が始まるということを頭に置いておるんですけど、それが、着手になったとしたらどれくらいか、完成までにどれくらいかかるのかなというふうに思っておるわけですが、何か見解はありでしょうか。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 昨年、6年の6月の全員協議会で、ざっくりとした工程表を示させていただいたところではありますけれども、工事を起工した場合ですとおおむね1年ないし2年というところで竣工かなというふうに考えているところでございます。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。ちょっと聞き漏らしたのか、私、答えがあったかもしれないんですが、もう1回3番のところ、庁舎機能と両立するような考えがあるように理解しておったんですが、そのところはでしょうか。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 防災センターに庁舎機能を含んだ形で検討を進めていくというふうなことでございます。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございました。そうしますと、この防災センターについては、以上で終わらせていただきたいと思います。

次に、3番目に、尼子駅の事なんですけど、6年度に調査というような形で、500万ほどの調査費を計上されて調査されて、何か結果の冊子をもっていったんですけど、それをずっと見てて、これおかしいなというふうにちょっと疑問があったもので、質問に移らさせていただきたいと思います。

開発に当たって幾つかのハードルがあるんですわというふうなことを聞いていましたんですけど、どんなハードルがあるのか教えていただきたい。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 開発許可に係る諸手続がございます。そういったもので、開発面積が1万平方メートル以上となるため、土地利用に関する指導事項や農振除外、農地転用許可、開発許可の手続を進めてまいる必要がございます。今後は、開発に係る技術的要件や接道要件、また開発しますので、排水計画について、県と関係機関と協議を続けていくことになります。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 答弁の中で幾つか言うてくれはったんですけど、農振の関係も言うてくれはったように思うんですが、その前に、水、どう言うたらいいのかな、水の関係のことの解決か何かせなあかんように思っと思ったんですけど、なかったですか。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 すいません、農地の担当から言わせていただくと、犬上川のダムの受益地に入っていますので、その受益地を除外するという手続から始まります。それが今現在進行中です。

○木村修議員 進行中。

○西村産業課長 はい。それが終わるまでに農振除外の方に入ると。農振除外と開発行為の方を同時に進行させていくというような流れになります。また、あと、このエリアが文化財のエリアになっていますので、それもあります。

以上です。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 そうか、文化財が出てきたら、またすごく時間がかかるという判断でよろしいのかな。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 文化財につきましては、過去、土地改良事業をやったときに一度調査をしております。そういった関係でどのあたりまで文化財調査をするという話については、今後協議になってきますので、今の段階では、一応やっていくという方向性で、該当があればやっていくという方向で調整をしております。分かりました。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。そうしましたら2番の方、住宅建設地の買い上げの予算というのがちょっと気になっと思ってんですけど、一応40反ほどを買い上げるというようなことだったと思うんですけど、もし予算が、概算の予算が言っただけであればと思いますけど。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 議員のおっしゃるとおり今後用地交渉をしていく必要がありますので、金額についてはあくまで個別交渉になりますので、今の段階では申し上げることはございません。ただしそういったことが適切な金額であるように専門家等の意見を踏まえながら、土地の価格の設定はさせていただきたいと思っております。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 分かりました。ありがとうございます。

そうしましたら、次の3番に移るんですけど、工事費の合計が、ごめんなさ

い、どこかに8億6,420万というふうに出てたと思うんですけど、一応予定が60坪の100区画というふうに書いてあったんですけど、私今読みながら、ちょっと40反とはちゃうなと思ったんですけど、3番、合うてますか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 合っております。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 そうすると割ったら、1区画何ぼかいというふうに出ると思うので、それはちょっと計算できてませんけれど。ごめん。

次4番、3の計算でそのままやったら約14万4,000円／坪になるんですが、この単価では難しいなというふうに思うんですけど、5番にも関わってくるんですが、どういう見解をお持ちでしょうか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 現在の工事費とかそういったものについては、概算で算出をしております。そういった中で、あくまで今後、補助金とかそういったものを活用していきます。そういった中で坪単価の方が販売にはなりますので、土地の金額が高い、そのあたりについては、近隣と比較していただくのはそれぞれ皆さんの思いでございますので、そういった中でもやはり販売が促進できるような単価設定というのは心がけていきたいと思っております。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 今回の回答でも入っていたんですけど、5番に、私自身の考えをちょっと書いてしまいましたんですが、私の地元池寺においては、何か坪単価2万5,000円ぐらいというのがささやかれておるわけなんですけど、甲良町の尼子駅という一番リッチな土地であろうというふうには思うんですけど、他町と比べて他町の坪単価が載っておったというふうには思うんですけど、もちろん市とか町で違うんですけど、あるいは駅に近い・近くないというのも一応加味せなあかんという部分があるんですけど、でも、今ここに書いています坪12万5,000円ぐらい以下を考えなければならぬんじゃないかなというふうには思うんですけど、見解としては、どういうふうに思われますか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 先ほども申し上げたとおり、今後坪単価については、詳細設計を含めてどうしても変動をしてまいります。そういった中で、各種補助金、また地方債等を活用しながら、坪単価の設定をさせていただきますので、近隣との坪単価の差異等そのあたりで明確になってくるということでご理解いただきたいと思います。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 分かりました。要は、安くせな売れんのじゃないかなというふう

にちょっと懸念をしますので、何とか今の補助関係の予算をいただいて、坪単価をなるべく安く設定して何とか売れるように努力していただきたいと思いますと思うんですが。

次に、4番になりますけど、ちょっと町長まとめて今の町長の公約のもちろん一部ですけど、町長の考えを、今の3点でいいので、産業集積地、尼子駅、防災センターのこと、それで町長の考えをちょっとお聞きしておきたいんですが、1番のときに産業集積地のときに僕が頭へきたと言っていましたので、町長が頭にきたらいけませんので、おとなしい答弁をお願いしたいと思います。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 木村議員のご質問ですけど、産業集積地のことに関しまして、知事から直接審査会が終わった後、私に、私の携帯に電話がかかってきまして、こうこうこうで外れましたのでごめんなさいという話なんですけど、その中においても、何というんですか、やはり向こうは45、50ヘクタールの対抗で、それと知事いわくですよ、これは。甲良町は28ありますけど、そのうち取れるのはどれだけかなと。15まで取れへんの違うかなというのと、それと開発に坪単価がちょっと高くなり過ぎるというのと、もう一つは、就業者、従業員の問題ですね。その辺で集まるのがこの2点が上回っているという審査であったということでした。向こうの2点もなぜ、木村議員、私も思いました。1つだけこぼれた、なんていうことやということと言いましたが、やっぱりそこで、規模の大きさが中で両者がせっておったと、点数つけていくと、大津と東近江ですか、その2者にせざるを得なくなったんだということです。

知事その後どう考えているのと私も当然聞きますので、決して放るわけじゃない、一緒に共にやっ払いこうと思っていますと。それも副知事も同じ回答をされましたので、私、この間お会いしましたのでそっちの方はそういうことです。

次は防災センター。防災センターですか、これはもう防災センターは必ずやっていきますし、やりたいです。でないと、災害の問題も大きいことですし、職員の役場自体の会議室もろくにない。もし災害が起こったらもう寄るところがないという場所になっておりますので、役場庁舎機能を残した併設で必ずやりたいと思っています。ただお金が15以上は要るんじゃないかなということは想像がついておりますので、その辺のことはまた上の機関とも交渉しながら何とか補助金を取れるように努力は、私の力をめいっぱいをもってやっていきたいと思っています。

それと尼子の問題なんですけど、そのことに関しては、何というんですか、一番懸念しているのは皆さんも単価だと思っています。私は私なりの目標金額を決めておりますので、坪単価、必ず木村さんが心配している金額以下に、で

なかったら私は実行したくないので、そこは思っております。必ず埋まるように努力していきたいと思っています。

以上です。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。今答弁いただきましてよく分かりました。

ただ1つ、僕が思っておるんですけど、100区画ということを経済紙上でも見てたんですけど、賃貸マンションみたいなものは全然お考えがないのか、あるのか、それだけをお尋ねしたいと思います。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 私の中には賃貸マンションというのは想定はしてなかったんですけど、そういうことも考えながら。段階的に一挙に100区画やるわけではないので、3回に分けてやっていく中でいろんな案が出てくるんじゃないかなと思っています。

以上です。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。よく分かりました。ありがとうございます。

そうしましたら、次に、移らせていただきたいと思います。

教育行政について聞きたいと思います。

以前からずっと同じようなことを聞いておるわけなんですけど、新しいところで、PTAが、組織が全国的ですけど、全国的になくなってあるところも新聞に載っておったように思うんですけど、甲良においては、どういう状況なのかということを知りたいと思います。

1番、PTAの組織がなくなるというふうに聞いておるんですが、どうなんでしょう。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 甲良町の方では、甲良西小学校、甲良東小学校、そして甲良中学校ですが、令和7年度よりPTA組織というのがなくなるというふうに聞いております。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 そうすると今6年度の終わりですけど、6年度はあるねんけども、新年度、7年度になったら組織がなくなるということなんですね。そういう答弁だったと思います。

そうすると、それ何でなくなってしまうのかという原因があらうかと思うんですけど、2番、原因をお願いします。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 様々な原因があるとは思いますが、まず、P T A組織というのは本来任意の団体であります。団体組織の中では役員会があったり、P T Aの行事の参加等いろいろな責任を負うものもたくさんございます。現状は今の保護者の方は共働きの方も多くて、休日働いておる方もいるということで、大変忙しくされています。そういった保護者の方には非常に負担が大きいということは、学校現場からも聞いております。そのため、町内のP T A組織それぞれが集まっていたいて、今年1年間何度も協議を重ねて問題点を整理されました。そして、次年度は、P T Aを一旦やめて、新しい形で、学校や園に協力していただけるような形に進めていこうということでそれぞれP T Aの組織を廃止したと聞いております。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。長年、私も携わってきた部分があるので、私がP T A活動というか、そういうことをやらせてもらっていたときよりも、もうここ数年前からえらいさま変わりしたなというふうに思っておったところ、こんな組織がなくなるというような、ほんまに寂しいなというふうには思うんですけど、それは時代の流れで仕方ないんだなと。ほんで、今年1年かけて、各学校でいろんなことを議論されたというふうな、その上でのP T A組織がなくなるんだというふうに思うんです。

もう組織がなくなったとしても、別の組織が生まれるというふうに思うんですが、どんな様子でしょうか。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 今議員がおっしゃられるとおり、P T Aというのはなくなりますけども、学校と保護者が協力していくという形については、これまでどおり、行われますので、また、違った形で、学校に協力してもらうような形の保護者に集まっていたいたりということは、今後もしていくというふうに聞いておりますので、また、細かなことについては、それぞれ学校ごとに協議されていると聞いております。

以上です。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。そうしましたらP T A組織のことを終わります。

次に、不登校及びいじめのことについて、前も聞いておりましたが、また改めて聞いておきたいと思います。

ちょっと通告書にも書いておるんですけど、不登校に関しましては、全国で34万件というふうな数字が載ってございました。いじめに関しては73万件、その中で全国の話だけど1,300件が重大な事態だったというふうに載って

おりました。県においては、不登校が4,000件、いじめが約1万2,000件というふうに、うち重大事態は20件ほどあったというふうに新聞に載っております。

そこで、改めて聞きたいと思います。前も聞いておったときには、不登校なりいじめが何件かあったように聞いておったんですけど、そのときの回答としては、あったんですが今は元に戻っているというような回答だったもので、そのままで私は通してきたという思いがあるんですけど、今現在、改めてになるんですが、本町の小、中学校のおおのの件数はどれくらいありますか。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 令和5年度に県に報告した実績でお答えいたします。

まず、甲良東小学校の不登校児童につきましては6名、いじめの件数は63件、甲良西小学校におきましては、不登校児童は3名、いじめの件数は68件と聞いております。甲良中学校におきましては、不登校生徒は10名、いじめ件数は17件と報告させていただいております。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 分かりました。でも不登校の定義があったかと思うんですけど、1カ月に何日休んだら不登校になるとか、極端に言うたら1年休んで、もちろん不登校なんですけど、そこら辺のことがあるんですけど、今、課長が申されました。これは令和5年度で出されたということなんですけど、今現在は、ということと、いじめの中でも、さっきちょっと最初に言いましたけど、いじめの、もういわゆるピンからキリまでであろうかと思うんですけど、重大事項というのがあるのかないのか、もう1回聞かせてもらえますか。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 まずは、先ほどの回答の中で1つ訂正をお願いします。私の方から甲良東小学校のいじめの件数は63という形で報告させていただきましたが、65件。間違いです。訂正をお願いいたします。

まず、今年度、令和6年度の状況はということですが、不登校児童・生徒につきましては、小学校、中学校ともそれほど大きな差はないというふうに聞いております。若干甲良東小学校の方の人数が減っているのではないかと思います。でも、まだ年度途中ですので、まだ報告の方は受けておりません。

あといじめの件数につきましても、小学校の方につきましては、若干増えているという形になっていますが、中学校は多分同じぐらいの件数が上がってくるというふうな見込みをしております。

議員のご指摘の重大事案につきましては、本町は現在ございませんので、報告をさせていただきます。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 不登校から、それをどう言うたらいいのか、不登校というのはもちろん、本人と親と学校の先生方とが関係する中になると思うんですけど、一番は本人自身ですよ。ところが本人が不登校に何かの原因にならったと思うんですけど、ところが不登校から年がたつにつれてのひきこもり、ひきこもりにつながっていくというような報道がテレビで最近見たことがあるんですけど、何か思われることがありますか。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 不登校の子どもたちがひきこもっていくというふうなことも、全国的にも多いということも聞いておりますので、そういったような形にならないようにということで、本町につきましては、小中学校だけでなく、高校に行っても何とかサポートをしていけるようにということで、つなげて支援をしていくという形を取っているところでございます。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。何とか不登校が直るように、中身はあまり分かんないので、簡単には言えませんが、それがひきこもりにならないように、ひきこもりになっておられるテレビが映っていたんですけど、それはほんまにかわいそうやなと思うだけで何もできんわけですけど、今答弁をもらったように、甲良町では何とかそれまでに、そのようになるまでに何とかしていただきたいというふうに思っております。もちろん教育委員会は各学校の上に立っているわけだと思うんですけど、現場の先生方が一番えらいんちゃうかなというふうにはもちろん思うんですけど、教育委員会としては、うまく先生方のリードをしていただけるように、ひとつ要望しておきたいと思います。

そしたら2番に移らせていただきます。不登校になるきっかけ及びいじめの原因というのはどこにあるのかなというふうに思うんですけど、何か見解があったらお願いします。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 不登校あるいはいじめの原因等につきましては、様々な原因が考えられると思っておりますが、友達関係や家庭事情が多いのではないかなというふうに思っております。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 今それを聞きながらちょっと思い出したんですけど、今、小学校何年からはちょっと分かんないですけど、いわゆるGIGAスクールのタブレット関係を、小学校は1年からではないと思うんですけど、高学年あるいは中学校は全部というようなことでタブレットを渡しておられるというのがあるし、それと一番問題になっておるいわゆるスマートフォン、携帯電話ですね。携帯電話の持込みが、大分前から言っていたことか10年以上たつたかと思うんです

けど、かなり変わってきているなというふうには思うんですけど、それについてのいじめというのが一番気になるんですけど、タブレットあるいはスマートフォン関係で、いじめというのが私の頭の中ではつながってるんですけど、どう思われますか。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 携帯ではSNS等を使った形でいろんなトラブルが起きているというのは聞いておりますので、いじめの一因となるところもそういったところでもあろうかとは思っております。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございました。

それでは、3番です。不登校・いじめの専任教員というのを国の方が考えているというふうに新聞に載っておりました。どうも対象は中学校が対象だというふうに私は読んだんですけど、要はイコール甲良中の採用はあるのか、ないのか。予定があるのか、ないのかを聞きたいと思います。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 不登校・いじめの専任教員ということで、国からの予算等もありますので、本町で派遣されるかどうかにつきましては、今年度等にはありませんし、次年度はありません。

ただ、いじめに特化したような職員の配置はありませんけども、本町では、現在、不登校児童・生徒の支援員というのを町予算で、甲良西小学校の方に配置しております。次年度につきましては、中学校の方にも、その支援員を配置する予定で今進めているところです。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 支援員と課長が言われましたけど、専任教員という、国の考えておることではない、別の人だという理解ですか。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 そういう形になります。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 そしたら次、デジタル教科書の採用はということで、まだ紙の教科書の方が、いいようなことも書いておりましたので、聞きたいんですけど、今現在は、デジタル教科書は使っておられるか。科目にもよるかと思うんですけど、使っておられるかどうかと、もちろん使っておられなかったら教科書があるということで、紙の方になるんですが、今の状況をちょっと教えていただけますか。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 デジタル教科書についてですけども、それぞれ各学年とも

にデジタル教科書というのは教員は扱っております。児童・生徒につきましては、現時点では、小学校は5年生、6年生の英語、そして中学校の英語については、デジタル教科書が今無償で提供されておりますので使っております。ですので、紙の教科書と併用して使っております。ただ、ほかの教科書の併用も望ましいとは思いますが、こちらについては、デジタル教科書は有償となってきますので、予算的なことも考えますと、導入には慎重な検討が必要かと思っております。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。今、課長が申されましたデジタルになった場合には予算が関わってくるというふうに私の頭には全然なかったので、そういうことかというふうに思うんですけど。私はアナログ人間の時代の人間ですので、デジタル教科書なんて言われたら、どうするのかな、勉強もできるのかなというふうに思ってしまうんですけど、常々思っていることはやっぱり何でもかんでも紙の方がいいなというふうに思っております。これはやっぱり年寄りかなというふうに思うので、余談です。ありがとうございました。

そうしましたら、次、3番目です。教員の教職員の働き方改革ということで、以前も聞いておりました。令和6年、6年ということは去年の9月だったな、去年の9月にいわゆる先生に関して意見書ということで、甲良町も意見書を出した覚えがあります。

その①番、財務省と文部省、文科省の思いがどうも違うようなことを新聞記事で読んだんですが、見解はどうでしょう。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 財務省、文部科学省それぞれの視点で考えておられることだと思っておりますので、その違いに関してちょっと私たちが見解を述べることはちょっと差し控えていただきたいと思います。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 要は簡単に言うたら私が新聞で読んだのは、財務省が10%というふうに言っておられたと思うんですけども、文科省の方が14%ぐらいを考えておられるような話で、要は見解が違うんじゃないかと、思いが違うんじゃないかというふうに、1の設問をしたわけですけど、どうもこの頃見ていると調整額は10%ぐらいになるんじゃないかというような動きがあるように見受けられるんですけど、課長はどう思っておられますか。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 次の質問の中でも回答させていただこうと思っているんですが、よろしいですか。

一応、10%になるというふうには聞いておるんですが、段階的に引き上げ

ていくというふうに言われておりますので、今すぐということではないと思います。2030年までにというふうな形で進めていっておられると思います。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 そうですか。10%にするということで、あと5年ほどかけて、簡単に言うたら、年2%ずつ行ったら、ごめんなさい。今は4%だったと思うので、6%が上がるということだったら、6%が5年間で上がっていくと、段階的に上がっていくということなんですね。そういうことだと把握しましたし、それは、段階的にというふうに言われましたので、その2の設問の中に、金額に対する残業の時間数というのをちょっと聞いてみたかったと思うんですけど、何か資料はお持ちでしょうか。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 こちらの平均的な金額に換算するというふうなデータ等については、ちょっと持ち合わせておりませんので、その辺の計算については分からないという状況になります。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 そうしましたら次3番に移りたいと思います。

以前も聞いたんですけど、今調整額イコール残業時間というふうなことになるんですが、私らの時代はあったということでお話しさせていただきたいんですけど、部活動に、物すごく集中されておられる先生イコール監督でいいのかな、おられたんですよ。ところが今は何というのかな、残業代が払えないというか、残業代イコール調整額になって、今の4%ということを知っておりますので、平均の給料が40万だとしたら1万6,000円ぐらいが残業代になって、イコール、時間数が何ぼか分かりませんが、1,600円やったら10時間ぐらいにしかならんというような話なので、そこに一番関わってくるのが一生懸命に、土・日・祭日も出て部活に集中されておられる先生というのがおられるかと思うんです。そしたら残業代が増えるんじゃないかというふうなことで、それに対しての解決策なんていうのは持っておられますか。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 中学校の部活動に関しては、いろいろな形で平日の活動時間を短縮したりということとかはしております。また、夏休み、夏季休業中の活動時間も、早朝に変えたりしながら、学校の仕事の時間の確保に努めています。ただ、先ほど議員の方も言われましたように、一生懸命部活をしたいという先生方もまだまだたくさんおられます。昨年度アンケートを取ったところ、甲良中学校については半分以上の先生方については、すごく部活を頑張りたいと言っておられますので、そういった方々の気持ちも大事にしながら、部活動の移行等についても進めていきたいというふうに思っております。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。今、課長の方からも申されましたし、私も、やっぱりそうなんだなというふうに思ったんです。ところが、教職調整額ね、それが今現在はまだ4%だと思うんですけど、それでも、そんなこと関係ないというふうな思いで、先生方は、部活に傾注されておられるということによろしいやろか。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 今議員が言っておられる教職調整額、残業も含めてということで、これと部活動の指導とご心配されていると思うんですけども、現状でも、部活動手当というのは教員には支給されておりますので、その辺とは少し別に考えていくというような形で考えております。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 分かりました。勉強不足で申し訳ございません。そういうのがあったんや。分かりました。おおきに。

そうするとそれは部活の別のいわゆる残業代みたいなものがあるかと、あるということを聞きましたので分かりました。

そうしましたら4番に移ります。教員不足問題を教育委員会はどう考えておられるか。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 教員不足の問題ということで、こちらについては、本町の方でも先生方、たくさん来ていただきたいというか、人が欲しいというふうには思っておりますし、これは県教委の方も考えておられますし、県の教育委員会の方が、こちらの方をリードして進めていっていただいております。本町としましては、やはり現場がやっぱり大変だということで、先生方の配置の人数を増やしてほしいということは、毎年のように要望を上げております。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 それは県の方がメインでやってくださるということなんですけど、僕ちょっと分からへんといえれば分からないんですけど、せっかく教員免許を取って教職に受かったのに、数カ月で辞めていかれるというニュースが載っておったんですけど、何か見解ありますか。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 全国的にそういった若手の先生方が多いとは聞いております。やはり教員というのは、もう社会人になってすぐに現場に立って、子どもたちの前に立って、あるいは保護者の前に立って、自分が進めていかなければならないということで、様々な形で若い方には大きなプレッシャーがかかるものだと私は思っております。特に甲良町においては、いろんな形でサポート

できる先生方というのはそろっておりますし、そういった若い先生方が、1人で悩まないで済むように、学校が組織を挙げてサポートしていくというのは、進めていただいておりますので、本年度も新採の先生方、2人町内におられるんですが、踏ん張って奮闘して頑張っておられます。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。ちょっと強い答弁をいただきまして、ありがとうございます。

そうしましたら最後に、生成A I、前も聞いてC h a t G P Tということで聞いたことがあるんですけど、C h a t G P Tあるいはこの頃生成A Iとかいうようなことで載っておるんですけど、それに対する、余談ですけど、中学校、高校生、中学生も高校生も何か意地悪じゃないわ、ちょっと犯罪的なことをやっておられるというようなことを新聞で読んだことがあるんですけど、そんなことになったらえらいことなので、甲良中においても生成A Iということに対しては、何か対策を持っておられますか。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 生成A I関係のものを教育の現場に導入していくのかということについてですけども、現時点で、基本的な考え方というのは、やはり生成A Iの性質、メリット・デメリットを十分に理解して、教育活動がこれに適しているのかどうかということを見極めていかなければならないというふうに思っております。教育現場の方でも今まだまさにおりてきたばかりで、今、国も模索して進めているような状況ですので、これから、この辺のことについては、きちんとした形でガイドライン等がしっかりとしたものが出てくると思っております。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。何か対策をしっかりしておっても、どうなんかなという私自身は思っているんですけど、何とかしていつてもらわんらん。あまりにも便利になり過ぎて、やはり、それだけでええ方だけで済んだらほんでええねんけど、やっぱり世の中には何や悪いことを考える人がおられるんですよね。だからそういう意味において、しっかり対策を取っていただきたいなというふうに要望しておきます。

次、ワクチンのことでお聞きしたいと思います。

3番、ワクチンに関して。8回目のコロナワクチンの接種をしようとしておったんですが、まず一番、無料だった。7回目までは私全部打たせていただきましたけど、7回目までは無料だったんですけど、ここを約半年の間隔、半年ぐらいの間隔で7回まで打った記憶があるんですけど、有料となるということで、町の方から2,000円で打てるということと、いわゆる病院が書いてあ

ったと思うんですけど、なぜ8回目のときには、早くても10か月、あるいは1年ほどの間隔が開いてしまったように思うんですが、見解は。

○丸山議長 保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 まずご理解いただきやすいようにちょっと予防接種の解説を先にさせてください。

予防接種法によりますと予防接種は定期の予防接種と臨時の予防接種の2種類があります。臨時の予防接種は、皆さん記憶に新しいと思いますけれども、コロナが初期に蔓延した時代に、すぐにでも予防接種で対策しないといけないということがあったのはご記憶に新しいところと思います。このコロナ予防接種は当初臨時の予防接種として開始されました。ところが、最終的に流行も一定収まりまして、令和6年3月31日に臨時の予防接種から定期の予防接種に変わっております。一体定期の予防接種というのは何かといいますと、例えば、皆さん該当するものでいきますと例えばインフルエンザの予防接種、このあたりは定期の予防接種になっております。インフルエンザの予防接種が開催される時期をちょっと思い出していただきますと、大体冬の流行に合わせて、予防接種の時期を設定しております。なので、12月、1月、2月の流行を抑えるために定期の予防接種が開催されるというのはご理解いただけたところと考えております。コロナウイルスも、秋から冬にかけての流行というのがニュース等でなされていたところで記憶にあるところと存じますので、インフルエンザと同じ時期に合わせて予防接種を開催し、少なくとも1月ぐらいには終わってほしいなというところで開催時期を設定しております関係から、最後の臨時のコロナウイルス接種、予防接種が2023年9月頃に秋冬接種というのがこれが最終の臨時接種でございました。定期の開始の最初が10月、11月と、このあたりになってきましたので、この期間が議員ご指摘の10か月から1年ぐらいということになるかなと承知をしております。

以上です。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。そうすると、今、課長の方から、期間的なことをちょっと答弁してくださったんですけど、2の質問は、1月末だったというふうに書いてあったんですけど、何で1月やったんかということを知りたかったんですけど、今の答弁の中に入っていたんですよ。

○丸山議長 保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 先ほどお話しさせていただいたとおり、秋冬にかけての蔓延防止ですから、2月とかに打たれるとちょっと大体、ごめんなさい、1か月ぐらい、4週間ぐらい効果を発揮するのに時間かかりますので、このあたりまでに受けていただかないとあまり効果的ではないという発想でございます。

○丸山議長 木村治議員。

○木村修議員 分かりました。ありがとうございます。

そうしましたら3番に移ります。

2,000円という有料の接種になったんですけど、甲良においては対象者は何人で何人接種されたかというふうに、あるいは次、予定があれば教えていただきたいと思います。

○丸山議長 保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 令和6年度の対象者は2,325名、この対象者といえるのは65歳以上の方と60から64までの一部障害、疾病のある方になります。2,325名中503名が接種されました。おおむね2割ぐらいということです。

ちょっと新年度予算の話にはなるんですけども、予算要求の段階で対象者は2,393名を見込んでおりまして、そのうち30名程度が接種されるということで。30%、ごめんなさい30%程度接種されると見込んで、ごめんなさい。おりまして、700名を少し超えるぐらいの人数で予算要求をさせていただいております。

以上です。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 これ設問に載ってないんですけど、今、30%イコール700人ぐらいと言うんですけど、金額は決まってないんですよね。

○丸山議長 保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 今年度の予防接種が2,000円で抑えられたのは、臨時接種から定期接種に変わったこともありまして、国が1本8,300円程度の補助金を頂いていたので何とか2,000円で抑えられたんです。ところが来年度はこの8,300円の補助がなくて、予防接種のワクチン代等、注射の技術代を合わせて1万5,300円ぐらいかかっているんですね。我々といいますか、自治体の発想としては、健康保険の3割ぐらいで受けてもらえばいいかなと考えているんですけど、1万5,000円の3割でいいますと大体4,500円とかになっちゃうので、ちょっと高過ぎるんじゃないかという近隣市町の声もありまして、現在の予定は何とか3,000円ぐらいでいけないかなというふうに考えております。

以上です。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。ちょっと問題に、通告書には載っていないのにお答えいただきまして、ありがとうございます。

そうしましたら最後、带状疱疹ワクチンというふうに、ちょっと聞きたいと

思います。症状、種類、値段、①と②を続けてお願いできますか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 ワクチンは2種類ございます。ごめんなさい症状からいきます。症状は、水膨れを伴う赤い発疹が体の左右どちらかに帯状に出る皮膚の疾患です。厚生労働省の情報によりますと70歳代で発症する方が最も多くなっているということを聞いております。ワクチンの種類は2種類ありまして、組換えワクチンと言われるものと生ワクチンの2種類があります。組換えワクチンは2回接種、生ワクチンは1回接種となっております。ワクチンの値段といいますのはちょっと全国統一ではございませんでして、彦根医師会の範囲で接種するときの金額をちょっと参考に申し上げます。2回接種の組換えワクチンは1回当たり2万1,310円、生ワクチンは1回接種で8,110円というふうに聞いております。

以上です。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。分かりました。私もちょっと自分自身が打たなあかなというふうに思ったときにちょっと調べましたので、今、課長が言ってくれはった金額ぐらいのことは、お医者さんの方から聞かせていただいておりますし、頭の中に残しておきます。

次に、3番目に、テレビで50歳以上がどうのこうのというふうに言っておられるんですけど、もしも補助があるとしたら、何か65歳以上のどうのこうのって、国の方も何か言っておられるように聞いているんですけど、何かお考えあるいは見解があればお願いできますか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 自己負担のご質問と承知しても大丈夫でしょうか。

○木村修議員 はい。

○丸山議長 保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 では順番に50歳以上のどうのこうのというご質問ですが、けれども、こちらは带状疱疹が発生する可能性は50歳ぐらいから症状が出る可能性が高いというような情報は確認しております。ただし、18歳から発症する可能性は実際はあるということなんですけれども、非常に可能性が低いということで、このあたりは今のところ日本ではワクチン未承認になっているところで、50歳から承認されているというふうに聞いております。

ただし自己負担については、こちら先ほどの予防接種と同じなんですけれども、国の対象が65歳以上の、ごめんなさい、65歳の方のみになります。これですと、例えば今66歳、67歳の方はどうするんだという議論になっちゃいますので、65歳を基本として5年間の経過措置を設けるというふうに示

されております。

なので、順番に5年以内に受けた方が全員受けられるような経過措置が設けられておりますので、予防接種自体は65歳、当該年度に65歳の方と限定的ですけれども、基本的にはどの年代の方も受けられるような経過措置があります。

自己負担の件なんですけれども、先ほど少し触れましたおおむね3割負担という発想はこちらの予防接種についても考えております。

ただ国の公表が結構ギリギリ、つい最近公表された都合もありまして、新年度予算には全くちょっと計上されていないんです。なので、情報、詳細が決まり次第補正予算で要求させていただくようなイメージを持っております。おおむね3割負担ですので、概算でいきますと、概算プラスちょっと近隣の状況を調査しておりまして、できれば、組換えワクチン、高い方は6,300円ぐらいで生ワクチンの方は2,400円ぐらいでいけないかなというようなことを考えております。

以上です。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ということはまず4番に触れるんですけど、本町も助成はあるだろうということですね。

○丸山議長 保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 今ほど申し上げましたとおり、何とか3割負担ぐらいじゃないと負担が重いので、予算要求をできればいいなと考えております。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 分かりました。ありがとうございます。

そしたら5番なんですけど、さっきもしやべりましたけど、厚生労働省が云々という国の方で補助をどうのこうのという話が出たように思うんですけど、見はったかどうか分からんけど、見解はありますか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 議員にもちょっと確認させていただきましたんですけれども、そのようなCMは幾つか調べたんですけれども確認できませんでした。ただ内容が自己負担のことというふうにおっしゃっておられましたので、先ほどの答弁と重なりますので、割愛させていただきます。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。そしたら、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○丸山議長 木村修議員の一般質問が終わりました。

次に、7番野瀬議員の一般質問を許します。

7 番野瀬議員。

○野瀬議員 7 番野瀬でございます。議長の許可が出ましたので、通告書に従って、質問をしていきたいと思ひます。

まず、1 番目の産業用地の問題ですけれども、これ先ほど木村議員の方でほとんど同じ内容で質問されていますので、再確認になりますけれども、質問をしていきたいと思ひます。

まず、先月の、先月というか、1 月の 27 日に滋賀県と市町が共同で開発するという新たな産業用地の候補地から甲良町が漏れたというニュースが夕方に流れました。甲良町の活性化という点、そして活性化という点で期待しておったというのと、あとまた最終候補まで残っていたと、そういうところでかなり残念に思っておる次第でございます。先ほどから町長、そして、企画監理課長の答弁で大体回答はもらえているんですけども、追加があればというところでお答え願えればと思ひうんですけども、先ほどから、町長、副町長並びに企画監理、大変ご苦労されたと思ひます。この問題で。それで 1 月の臨時議会でも少し説明があつて、選定に漏れたというところで理由はなかなか開示してもらえなかったという話があつたんですけども、先ほどもなかなか回答は得られてないよという話を聞いたんですけども、ほかに何か追加で回答することがあれば、お願いします。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 まずは職員に対しまして、ねぎらいのお言葉をありがとうございます。先ほどからもお答えさせていただいており、現実的にうちの土地の大きさですとかそういったところで企業の買手がつくかどうかというようなところが大きな判断基準になったのかなというふうには思っているところなんですけれども、今後も県の支援をいただきながらということで、開発の方には取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 分かりました。

続いて次の質問というか、候補に漏れたということで、残念がついているというだけでは前進しないということで、これは先ほど木村議員の話にもあつたんですけども、最終候補で残っているのは、4 候補に残っていたんですけども、甲良町だけが漏れたと。これは残念なんですけれども、逆に考えると、次の候補として一番手であるという考え方を持ってもらいたいと思ひます。そういうことで、今後、次の候補の一番手やということで、県に強くアピールしていただきたいと思います。もうこれは回答は結構です。

そして、このような県主導の誘致というのはなかなかないと思ひうんですけど

も、先ほどから回答はあったんですけども、あの用地をどのように進めるかというところで、もし追加があればお願いします。

○丸山議長 副町長。

○熊谷副町長 現時点で決まった計画というのはございませんけれども、県の支援が得られない、財政的な支援が得られない中で、町単独で同じことをするというのはなかなか財政的にも、また人的にも難しい部分はございますので、県と引き続き連携して、議会のご意見も伺いながら進めていきたいというふうには考えております。ただ、先ほどの木村議員の発言の中にもあったように、今決まったところというのは、環境アセスメントなんかを行うとそれだけで2年ほど、また造成を行うと5年ぐらいかかるという長期的なスパンがかかるというようなところで規模的には大きいものの、そういった年数がかかるという逆にデメリットもあり、裏を返せば、私どもの場合は小さな面積かもしれないけれども短期にできるというようなメリットも一定出てくるのかなと。そういったことを推す中で、県と引き続き力を合わせながら、企業誘致というのは取り組んでいければなというふうに考えております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 分かりました。今後よろしくお願いいたします。

そしたら次の質問に移らさせていただきます。

インフラの老朽化についての質問です。先ほどの産業誘致の問題の次の日、埼玉県八潮市で大きな下水道陥没事故が起きたと。次の日なのでちょっとびっくりしておったんですけども、甲良町には、事件、八潮市のような事件のような大型トラックのようなものがそのままはまってしまうというような大きな下水道管は設置されていないという私は認識しておるんですけども、類似の事故が起こっては困るので、インフラ老朽化という観点で質問していきたいと思えます。

事件が起こった後、国または県から点検の指示があったと思うんですけども、どのような指示がありましたでしょうか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 国の方から、令和7年1月29日付で下水道管路施設に対する緊急点検についてという通達がありました。そういった中で、下水道管理者が管理する1日最大処理量が30万立方メートル以上の大規模な下水道処理場に接続する口径2,000ミリ、2メートル以上の下水道管路について腐食等の施設の異常により道路の陥没のおそれがないか、下水道管理下水道維持管理指針に基づいて、目視等の緊急点検を行うような指示でございます。点検により異常があることが把握された場合は報告と道路管理者と連携の下緊急に修理を行うというような通達でございました。

そういった中、本町におきまして、点検を行いましたけれども、路面状況等について異常のある箇所はございませんでした。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 異常はなかったということで安心しております。

それでは、次の質問を移らせてもらいます。

先ほどの太い管というところでの質問ですけども、この下水道管は彦根の方へずっと流れていっていると思うんですけども、甲良町内で一番太いメインの管というか、それは直径がどのぐらいの管なんでしょうか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 町内には、甲良町が管理する下水道管と滋賀県の方が管理する下水道管がございます。甲良町が管理する下水道課については、一番大きいもので600ミリです。県が管理するものでは1,350ミリが最大の口径となっております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 分かりました。私は以前下水道管についての老朽化の一般質問をしたことがあるんですけども、そのときには50年を過ぎていないということで、取りあえず緊急の対策はする必要がないという回答をもらったんですけども、町内で一番古い埋設管、どの部分でどれだけたっているのか。テレビの報道なので、事実かどうかは私は詳しくは分かってないんですけど、50年以下のものでもやっぱり老朽化しているものもあるよという話があります。そういったところで、対策というのは、点検の結果だと思うんですけども、対策の必要はなかったのか。

そして、もう1つは、自動車が落ちちゃうということはないんですけども、くぼみ、腐食してくぼみができたとか、そういった事故はなかったのか、まとめてお願いします。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 甲良町の下水道におきましては、平成3年度から工事着手をしております、平成10年に供用開始ということをしていただいております。昨年度末で25年がもう経過している状態でございます、そういったものを老朽化対策として毎年点検を行っております。そこで点検記録を管理させていただいているという状態でございます。そういった中で甲良町の方で事故がなかったかという、車のことですけども、甲良町の方の管理の下水道管については、コンクリート管が0.3kmと、全体で86.7kmございまして、塩ビ管というような形のものになっておりますので、腐食のおそれがあるようなものについては、やはりコンクリート管の方になっておるんですけど、そういったものについては高低差を解消するためのマンホールポンプの吐き出し口

のところに使われておりますので、そういったものについて、点検を逐次行わさせていただきますというような状態でございます。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 分かりました。引き続いて安全点検よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど、毎年点検をしているというところだったんですけども、今後、大規模補修というところで、50年程度だと思ひんですけども、必要になってくるということだと思ひんですけども、それを見越して、いつ頃から対策が必要かというところと、国から点検マニュアルというところも指示されていると思ひんですけども、点検マニュアルがあつて、適宜それはアップデートされているかどうか、その辺のところの回答をお願いします。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 すいません。国からの点検マニュアルの方からお答えさせていただきますと、平成28年度に法律の改正がございまして、5年ごとに法定点検というのを行いなさいというような形のものが義務づけられております。そういった中で、毎回点検を行ひまして、滋賀県の方に回答させていただいているという状態でございます。そういったものに対応するのに、インフラが一度に老朽化するというお話でございますけれども、そういったものに対応するためにストック・マネジメント計画というものを滋賀県も作成してございまして、そういったものを参考として町の方も今後計画を取り組んでいく必要があるというような形で、現在取り組んでいるところでございます。

現在は、主に先ほど申し上げました老朽化対策を、いきなり来ると駄目でございますので、施行年度と交通量の多い場所、それと、また避難所が近くにある、この3要素を優先順位をつけて耐用年数未満でも重点的に修繕と点検等の方をさせていただいているという状態でございます。

そういった中で、特に町内6か所ございますマンホールポンプというものについては、管だけとは違ひ構造になっておりますので、そういったものを毎年点検させていただいて対策を行つているという状況でございます。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 分かりました。今の回答はもう次の質問とほぼ同じなので、次の質問はちょっと割愛させていただきます。

そうしましたら次の質問に入らせていただきます。

次の質問は、ちょっと悩み深い質問で、町内の農業法人の構成を見ると、平均でも、どこの農業法人でも70歳以上というところがもうほとんどだと思ひます。この先10年で、農業従事者というのはかなり減少して、耕作放棄地となる心配がかなり強くあります。日本が掲げている食料安全保障、これが担保

できない事案かというのも危惧しております。これは甲良町だけの問題でもないでしょうし、滋賀県、そして、日本国中全ての問題だと思うんですけども、少なくとも、甲良町の田んぼを荒れ地にしては困ると。我々のきれいな農地を代々、子々孫々と伝えていきたいというところの気持ちを持って質問をしたいと思います。

そうしましたらまず、甲良町の中に何件か、各農業法人というのがあるんですけども、大体民間企業を定年してから地区の役員に入って、農業法人に入るとというのがほとんどだと思われるんですけども、各農業法人の平均的な年齢、これが分かりましたら、お願いします。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 構成員まではちょっと把握できないんですが、町内の12農業法人の役員、理事、監事、会計、このそれぞれこの3つの役の方での平均年齢という形ですと、昨年8月1日現在で67.5歳というふうになりました。平均は。その中でも、一番年齢が高いところが75歳平均、その次が70歳、69歳というところで、議員がおっしゃるとおりもう70歳以上を占める、平均で占めているというところが何件か出ているというのが現状でございます。

以上です。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 放置してはいけない問題だと思いますので、農業従事者の高齢化に向けて、甲良町が今まで取ってきた対策、対応はどのようなものがあるんでしょうか。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 すいません、町独自といいますとなかなか方策というのはできていない現状でございますが、今大規模農業が進んでいますので、国の交付金等を活用していただいての農業機械の支援、購入支援という形になろうかと思いますが、現状甲良町は農業の集積が進んでおりますので、なかなか交付金を取りづらいという状況でございます。

また、研修会とか検討会とかそういうのが、JAとか主催で行われていますので、そういう形での積極的な参加をしていただいていると思います。

以上です。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 研修会、検討会、その辺に参加を私もさせていただいているんですけども、お年寄りばかりです。先ほど大規模な農業法人、この辺でということなんですけども、実際組織はあるんですけども、構成員がなかなか入ってこない。例えば10年前の構成員とほぼ同じというところの農業法人も大分あります。この辺をどうにかしないと、各農業法人の若返りもできないし、今

後廃れていくと、甲良町の農業が廃れていくということになりかねませんので、その辺のところをまた、よろしくお願ひしたいと思ひます。

若い人というのが農業に従事する方策、今のところは自営の農家というよりも、いかに集約して農業法人の中で各地区の農業を担っていくかというところに特化して農業を進めていくというところしかないと思うんですけども、若い人が、若いといっても50代60代だと思うんですけども、その辺の人がうまく農業に従事するというような方策、地元でも考えているんですけども、なかなかいい案が出てこないということがありますので、甲良町以外、ほかの地区でうまく運営して、若い人の力が農業法人を担っているというところがあれば紹介していただきたいし、それを我々の農業法人にもうまく利用させていただきたいと思うんですけども、何かありますでしょうか。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 まずもっては、甲良町の人口が減っていくのと一緒に、農業もまず魅力がないから、若い子と呼んでも恐らく来ないと思ひます。農業は、当然皆さんご存じですが、お米。お米が安い、全然もうからない。その仕組みを見ると、転作したらその分国から支援がいただけて、お米で赤字、麦・大豆で何とかトントンという法人がほとんどだと思ひます。6年産のお米については、多少なりとも農協さんの方が価格を上げていただいたので、何とかプラスにはなったんではあると思ひますが、こういう状況で、若い子がというのもなかなか難しいと思うんですけど、おっしゃるとおりの県内の事例で、やっぱり人材というところで、そういう若手の方がおられる法人については、うまくやっておられるという事例は何か所かあります。結局はその村の中にそういう、例えば農業機械の会社へ行っていて辞めて農業の代表でやってくれるとか、若者を何人か集めて技術を一緒に学んでやっていくとか、そういう事例は幾つかあるんですけど、いきなり若い子という面よりも、この前も研修で聞いてきたんですけど、今ある現状の農業経営の方を改善できないのかというところで、人員体制、今の法人の中でおられる方の人材を育成していこうと。これで生産性を向上させていこうと。こういうこともやっていかなければならないのではということで、先般、トヨタ自動車の、世界のトヨタは海外に27か所自動車整備工場を持っています。そこにみんなが同じレベルで仕事ができるように、日本からとことん1から10までできるだけ教えると。それによって生産性、みんなが同じレベルでできるというところで生産性の向上を図っていると、こういうことの話聞いてきました。

実際農業改善のコンサルタントという方がおられまして、その方が、実際、滋賀県でも6法人の方にコンサルとして農業改善という形でそういう経営の中を見せてもらってという形で入っていますということで、半分営業目的でもあ

るんですけど、ちょっとその資料も取り寄せていますので、もし参考にいただければ、事例となるとやっぱり人材育成というところが一番大事になるのかなと思います。

1つ2つ言いますが、例えば甲良町でも法養寺の方で、今、新規就農者というところで5年たちましたが、この子は彦根市の方から法養寺に来て、住所は甲良町の方ではないんですけど、中心に若手がやっておられるという事例はございます。また、例えば東近江市の横山町というところに農業法人ぐっど・は一ベすとという法人があります。ここでは、集落内の50歳代の2名が一応経営者としてやっているというようなことも、そういう例もあります。それから先ほど、農業機械の社員やった方というのが、米原市の伊吹の方での法人さんが、若手もオペレーターという形で来てもらってやっているという事例があります。あと、そのほか、竜王町の方で庄米工房という農業法人につきましても、青年層が10名で組織化されて、技術、レベルアップを図りながら農業やっている。こういった例はあるんですけど、やっぱり今の現状で甲良町で、まず農業の魅力を高めていくということと、要は収益性で、売上げを上げるということも併せてコストの削減という経営の見直しというところも考えていかなければならないのかなということで、もしそういう視察とかご希望があればまた、申し出ていただいたら、調整の方をさせていただき、思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 分かりました。ありがとうございます。課長が言われるような、魅力ある農業、収益が上がるようなのにしていかないと、なかなか、今のメンバー以外の手が農業法人に入ってくるというのは難しいと思いますので、それを何とか、町の協力を得て、農業法人としても進めていかなあかなという気持ちを持っております。

それと、農業に関して、以前アンケートがあってもちょっと内容自身ははっきり覚えてないんですけども、年齢の関係の記載とか、そして今後、農地を営農に渡すとか渡さないとか、そういう問題のアンケートがあったと思うんですけども、そこに、今回の問題に対する解決策というか、ヒントがなんか隠れてなかったでしょうかね。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 おっしゃるとおり、令和2年度、今から5年前に湖東地域農業センターといいます1市4町と農協さんとかで、また滋賀県、そういうセンターの組織をつくっております。そこが実施しました1市4町の集落営農組織の役員さん、また構成員さんに対して、おっしゃるとおりのアンケート調査を実

施いたしました。これによりますと、主には、「現在高齢化による労働力の確保が困難」と思われている、また、「体力的な負担増」と回答した組織が約 58%おられたと。それから経営の継続について、「5 年は継続可能だがそれ以降は困難」と回答した組織が約 57%おられたという結果です。また、継続する方法としてどう考えておられるかということについては、まずは、「周辺の集落営農組織と連携する」、こういったことを方法として挙げておられました。また、常時雇用、なかなか雇用ってどこの法人もされてないんですが、雇用するというような回答をされておられます。また、それ以外に構成員に対して、集落営農組織の運営が困難な場合どうするかというアンケートに対して、「自分の農地を農協さんをお願いしたい」と、「委託したい」というふうに回答された方が 26%おられたということでございます。

なかなかこういったアンケートで実態調査が主になっておりますので、解決策というのは難しいんですが、農協さんをお願いしたいということでの回答から考えますと、今現在農協が子会社、株式会社アグリサービスというところを運営しております。実際に運営が厳しくなった法人が、農地をそこに引き受けていただくというような体制ができておりまして、現在ですと、愛荘町のかの営農ファームという法人さん、ここが保有している農地が 100 ヘクタールあるんですが、そのうちの 20 ヘクタールにつきまして、このアグリサービスさんの方に耕作をお願いしているという状況でございます。今後も、農協さんの方でも引き受けられるような体制をつくっていきたいということは聞いておりますので、おっしゃるとおり人材がということで、危機的な状況になるかもしれないんですけど、そういった形で、農協さんの方の体制もつくられておりますので、そういった意味ではなるべく今後も耕作放棄地をつくらないように、また、経営に対してのいろんな支援ができればなと考えております。

それから、今年度、来年、令和 7 年度、5 年たって、また同じように、集落営農に対してのアンケートを実施することを計画されておりますので、また、その中で何か見いだせるかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ありがとうございます。今後いろいろ詰めなあかん項目がたくさんあると思いますので、またよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせてもらいます。

次の質問は地籍調査の関係です。

まず地籍調査ですけれども、私たちは北落区というところにおいては、平成 30 年に地籍調査推進委員会というものを組織しまして、第 1 工区、第 2 工区という具合に順番に調査が進められました。進めて全て問題なく合意されたというわけじゃなしに、何点か合意されない部分もありました。ただしそこは置い

といてほかのところは調印を済まして、登記をしようということで進めておったんですけれども、以後あまり登記に関しての動きが鈍いようなので、再確認したいと思います。

1 番目として、現在、調査が進んでいる、地籍調査が進んでいる地区と、これから進めようとしている地区、ここはどこでしょうか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 すいません、事業の方、大変ご迷惑をおかけしております。調査が済んでいる地区につきましては、呉竹地区の3工区、長寺西地区の6工区、また、西ケ岡地区、在士地区、役場場周辺地区、今、議員のおっしゃった北落地区の2工区です。そういった中で、現在長寺東の2工区を進めており、また、金屋地区についても進めている状態でございます。

そういった中で完了がしているというものにつきましては、それが呉竹地区、長寺地区の第6工区、西ケ岡工区、在士地区、役場周辺、失礼しました。在士はまだです。すいません。役場周辺までが完了しております、全て。在士、北落地区については、未確定のところはまだございます。

そういった状態でございます、今後、入っていく地区といたしましては、池寺、下之郷、小川原、尼子地区の順番で事業の予定をしております。

そういった中で、国道8号線の絡みがありまして、事業の方の振興の方の入る地区については、順不同になる場合があるということだけご了承の方をよろしくお願いします。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 先ほどの済んでいるというところに関しては、法務局に土地登録が終わったということでしょうか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 おっしゃっているとおり終わったということです。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 分かりました。この事業というのは、国が主導で各地区に進めるようにという指導があって進めているものということで認識しておるんですけども、最終いつまでに済ませなさいという指示はあるんでしょうか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 最終いつまでというものは国からの方の指示を受けておりません。ただあくまで、町の方の目安として大体4年間ぐらいで各地域の方を回っていきたいというような目安で現在取り組んでおったんですけれども、なかなか4年以内に終わらない地区もやっぱりあるということでご理解いただきたいです。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 分かりました。それでは、北落の地区の事例になるんですけども、先ほどの話、2件ちょっと印鑑がもらえてない場所があります。当初は、その2か所を除いて、立会、調印が終わっているところに関しては、法務局へ登記しようという話で聞いておりました。そういう話が進んでいたというのと、あと、下之郷地区は既に地縁団体としての登録は済ませておるんですけども、北落も現在進めております。そういう中で、北落の地区の中で、従来より、自分の土地で、その税金、土地代を払ってもらって、北落のために駐車場に貸してもらっている場所、こういう場所が実は3か所ありました。それを地縁団体として認可を受けた後、北落地区がそこを譲り受けて、今後進めていこうというところでしたんですけども、先ほどの話、なかなか登記してもらえてなかったというところがあります。早く駐車場、土地の税金自身も地権者に払ってもらっているという状況がありますので、北落の中の駐車場として利用させてもらっているのに、わざわざ税金まで払ってもらっているというところに関して、大変申し訳なく思っているので、この辺を早く対応してもらいたいというところがあります。

それともう1つは、課長と一度話して解決はしたんですけども、里道として、土地の道の工事が終わっているんですけども、まだ登記ができていないので、そこ自身も、地権者の土地になったままだというところが1か所あります。そういうところの、今後どういう予定をどうしていくかというところの回答をお願いしたいんですけど。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 事業の方につきましては、一応駐車場につきましては、地縁団体さんになられても、駐車場というのが非課税になることではございません。町道、道路等に寄付をいただいた場合に、その方の土地については所有権移転ということで非課税扱いにさせていただいているという現状でございます。

そういった中で、北落さんの方につきましては、何か所か過去からそういった出し合い道とかそういったものがあるというようなお話をお伺いしております。地籍調査のときに調査をしたところ、約11筆、そういった道路になっているところがございます。そういった中で、課税条件については、現況で課税をさせていただいているということになっていますので、道路になっているものについては非課税にさせていただいているというような流れがございますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、課税物件というものについても、やはり個人さんのお持ちの宅地のままのものについては課税されております。そういったものについては、今後、地目の方を道路という形で変更していかないと、ずっと課税のままになってき

ますので、そのあたりで対応の方をよろしくお願いしたいと思います。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 駐車場の件に関しては、その個人が地権者が税金を払っている。それを非課税にしてもらおうということじゃなしに、地縁団体が譲り受けて、地縁団体としての対応をするということなので。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 すみません、そのあたりについては申し訳ないんですけど、地縁団体さんの登記状況によると思います。宅地のまま地縁団体さんが持つ必要があるのかなのか、駐車場として営業のために利用されるのか、そのあたりの詳しい状況の方を調べないと即答のお答えはできないということでご理解をお願いしたいと思います。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 そこはどうか、北落の中の、例えば公民館に公民館を利用するための駐車場とかそういうことなので、有償で駐車場という運営じゃないので、また、別問題だと思います。

里道の関係については、里道自身が、先ほどの話、登記を早くしないといけないというところだったんですけども、昨年終わっている、昨年終わった工事については、建設水道課からも、建設水道課から工事をしてもらって、これはこの里道の登記については町の方でやりますよという確約を得てもらったという話を聞いているんですけども。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 すいませ、昨年度工事を北落さんでさせていただいているのは法定外公共物の補助金事業でございます。補助金ということで、事業主体が集落さんで、管理をしておられる集落さんの方でやられるというて行政は聞いております。町道に寄付をいただく場合でしたら、町道は議会の議決を得まして、町道認定をさせていただいて、それを寄付いただいたものについては、非課税扱いという形でさせていただきますけれども、里道は法定外公共物という形で甲良町の方に寄付をいただいたら、その部分は甲良町の方が登記をやるという流れになりますので、そのあたりについては、寄付をいただくということからまず第1段階に始まるということでご理解いただきたいと思います。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 分かりました。ちょっと、どういかな、思ったあれと違うので、もう1回再確認します。

あと、先ほどまだ答えてもらってなかったと思うんですけども、北落の中の2件は、今、判子をもらえてないので登記できてないにしても、そのほかのところの登記、これいつ頃になるかというのは、回答をもらえますか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 すいません、事業の方が遅れておりまして、申し訳ございません、本年度、同じ状態の長寺西の5工区がようやく進んだところです。その次の案件として整理をしておりますので、急いで対応の方をさせていただきたいと思っております。

○野瀬議員 来年度になっちゃうということやな。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 その来年度という確約ができない状態ですけども、取りかかりはさせていただいておりますので、要はそのお二人の周りの土地全てが未確定になるので、そういった方については自費で今後していただく可能性になってきますので、そういったことがないように、周りの方にもご理解をいただく必要があるということで、よろしく願いいたします。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 そこのところはみんな納得しています。そこは置いておいて、ほかのところ、ほかのところを早く登記をしてほしいと。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 急ぎます。すいません。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 分かりました。できるだけ早く対応よろしく願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○丸山議長 野瀬議員の一般質問が終わりました。

ここで15分間休憩に入ります。3時10分まで。

(午後 2時55分 休憩)

(午後 3時10分 再開)

○丸山議長 それではまた、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、2番木村誠治議員の一般質問を許します。

2番木村誠治議員。

○木村誠治議員 議長の許可を得ましたので、通告書に従い質問させていただきます。1項目しかありません。

給食の残食率についてということで質問させていただきます。

2月中旬、先般、町のホームページに掲載されておりましたパブリックコメントについての記事で、甲良町健康増進計画や食育推進計画、自殺対策計画、素案ということで記事が載っておりました。それを読んでおりまして、36ページに、学校給食の残食率に関する記載がございましたので、このことについて効果的に改善するためという思いで、以下、5点ばかり質問させていただきます。

ます。

まず1点目、小学校と中学校の残食率について、現在、小学校と中学校それぞれの給食の残食率はどの程度か、また、そのデータはどのように収集されているのか、お聞きいたします。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 給食センターに確認したところ、令和6年5月時点での残食率は、東小学校で6.96%、西小学校が6.29%、中学校が17.53%でありました。まだデータの収集、集約については、各学期に約2週間の期間を定め、残食調査を行っているということです。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 ありがとうございます。2番、小学校と中学校の残食率の差、今ご答弁いただいた中でも、中学校が17.53ということで、多いと思いますが、この残食率に差がある場合にその要因についてどのように分析されているのか。例えば年齢等による嗜好の違いやメニューの内容、提供量などが影響しているのかどうかについてお聞きいたします。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 小学校と中学校では約10%の差がありますが、特にその差についての分析というのはされてないみたいです。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 分かりました。3番目に行きます。

彦根給食センターで工夫されている内容についてということで、給食をセンター方式で提供されていますセンターでは、残食率を減らすためにどのような工夫がされているのか。例えばメニュー開発や調理方法、地元産食材の活用など、具体的な取組があるかどうかお教え願います。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 旬の食材や地場産物の活用、和食、洋食、中華など、バランス、彩り、なるべく食べやすい味つけなど、苦手な食材でも食べやすくなるよう調理し、栄養バランスを考慮しながらも、子どもたちに魅力のある給食となるように工夫をしております。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 ありがとうございます。私もセンターのメニュー、小・中のメニューなんかを見ておりまして、栄養士さんも本当にこと細かな計算の上で献立を日々されているんだというのはよく分かります。

そうしましたら4番目で、給食で使われている塩、食塩についてお伺いいたします。

彦根給食センターで使用されている塩はいわゆる精製塩、イオン交換膜法で

立窯でというやつがあると思うんですが、そういう精製塩か、それとも天然塩、天日でやったり昔ながらの製法は、どちらが使われているのか。それからその選定理由がもしあればお教え願います。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 選定理由というのは塩に関してはありません。天然塩は単価が高いことから、彦根給食センターでは精製塩を使用しております。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 ありがとうございます。確かに私も調べました。ネットで調べても簡単に出てきます。4倍から10倍以上の差があったりするものなんですけど、いろいろ考え方はあるんですけども、多くミネラルが含まれているというふうに言われています。昔は、そこらにがりを取ったりとかいうのもしていたんですけども、ほかの食材、ハウレンソウなりいろんな季節の野菜から取るミネラルもあるし、この食塩を使うことで、費用対効果としてはいいのじゃないかなということでもちょっとこの質問をさせていただきました。

関連して、5番目、年間に使用されている塩の量について、彦根給食センターでどれぐらいの塩が使用されているのか、消費されているのか。それからその量が健康面や味つけにどのような影響を与えているのか、どのように考えているのか質問させていただきます。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 給食センターでの年間使用量は150キログラムだそうです。

また、食塩の取り過ぎは高血圧等、健康に及ぼす影響が考えられるため、適塩でもおいしく食べられるよう献立の工夫をしてくれております。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 確かに言われるように、食塩と血圧のことはよく言われますが、近年、例えば夏ですと、熱中症で倒れられたりとかというので、経口補水液だとかいうのを携帯されたりとかいうのも私たちも気をつけてはいるんですけども、本当に塩が影響しているのかということ、さっきの上の方でありました残食率の影響についてというところでも、ちょっとした工夫、こういうお塩を工夫することで少しでも改善できるのではないかというふうに考えております。センターの方では非常に食塩の量まで1食当たり2グラム前後、中学生ではもう少し多い量を設定されているようなんですけども、本当に天然の塩に含まれているミネラルというものが、中学生、あるいは小学生の発育なり健康に資するのではないかなという、個人的な考えもいろいろあると思うんですけども、費用対効果ということを考えれば、いろんなミネラルを摂取するということを考えれば、一考に値するのではないかということで、この質問をさせていただきました。

先般、ちょうど1年前の3月に、私は学校給食で、きらみずきと、有機栽培米のきらみずきなんかをもっと広く普及していただければということで、この場でも質問させていただきましたけれども、世の中そういう流れには少しずつではありますが、なってきたと思います。オーガニック給食なり農水省の方ではオーガニックビレッジなんかということで、町を挙げての有機栽培の食材をとというふうな動きも出てきております。今後そういった流れに敏感になっていただければ、この彦根の学校給食センターでもそういった取組について一考いただき、が、小学生なり中学生の発育に、ひいては、健康増進なり食育ということで作っていただく人との顔が見えるような感謝が芽生えるような、そういったことに資するような学校給食であってほしいなという考えでおります。

以上で、一般質問を終わります。

○丸山議長 木村誠治議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午後 3時20分 散会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定に
より署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 山 田 光 義

署 名 議 員 小 森 正 彦